

58.6

1983.6.25

建産連ニュース

第17号

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

◆(特集)公共事業セミナー	1
21世紀の日本とストック整備	
堺屋太一記念講演を中心として	3
◆就任の挨拶	
埼玉県土木部長	7
埼玉県住宅都市部長	8
◆税の知識	9
◆建産連昭和58年度通常総会を開催	11
◆会員ルポ	17
◆建産連だより	23
会員人事往来	23
理事会・委員会だより	24
会員だより	25
連合会日誌	31
埼玉建産連会館センターの利用を	32

建産連の理念

国民生活にとって、住宅をはじめ環境施設や都市施設の整備充実が強く要請されている現在、公共投資の増大とこれに伴う事業の円滑かつ効率的な執行等が必要とされているところであり、これを達成する上で、建設産業の果すべき役割は、極めて重大といわなければならない。

しかしながら、県内における建設産業は、中小零細企業が圧倒的に多く、各業種間の有機的連絡協調体制が十分でなく、建設産業全体としてまとまりを欠き、社会的発言力は必ずしも強力であるとは言い難く、その社会的評価も高くないのが現状である。

このような現状を打開して、建設産業の健全な発達を促進するためには、各業種間の有機的な連絡協調体制を確立し、各業種間の総合調整、情報の収集提共、県民の理解を得るための広報活動等を行うとともに建設産業に従事する者の福祉を増進するための対策を講じ、本県建設産業の総合的な改善発達を図り、もって公共の福祉の増進に寄与する。

建産連のスローガン

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重大性を自覚し、県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の企業体質の合理化を図り、その強化改善に努める。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

公共事業はどうあるべきか その現状と課題

公共事業セミナーから 4月14・15日
東京・大手町サンケイホール

4月14、15日の2日間、東京・大手町サンケイホールにおいて、公共投資推進協議会、日本リサーチセンター主催の第2回公共事業セミナーが開かれた。このセミナーは「これからの公共事業はどうなるか」「どうあるべきか」を探る特別研究会と銘打って、国政ベースで講座が設けられた。講師陣は各講題に従い、建設省、運輸省、農林水産省及び文部省の各担当官によって平均約50分の持ち時間で、公共事業の持つ意義、公共事業施行上の課題が述べられた。以下、順を追って講述内容を要点にしぼりまとめた。なお、セミナー初日の14日評論家・堺屋太一氏による記念講演「21世紀の日本とストック整備」を後段に集録した。関係者に得るところがあれば幸いと存じます。(文責・W)

住的環境の整備が課題

末吉興一・建設省住宅総務課長は、「住宅建設の課題と展望」と題した中で、——今日既に住宅問題は政策としてその重要性を失ったとする一部世論に反発、寧ろ真の必要性は今後にあるとして要旨、次のごとく語った。

——終戦直後廃墟と化した都市住宅の復興期を経て量的供給は充足の域に達した今日、住宅建設は既に政策として推進する重要性を失ったという意見がある。しかしこの見方は皮相と言わざるを得ない、見かけは確かに充足したかに見えるが、欧米先進国に比べ質的水準において遙かに劣っている実状は、単に狭小という質的問題のほかに住環境に大きな問題があり改善が迫られている。それには個人の力では困難であって政策として問

題の打開を図る必要があることを強調、さらに今後の住宅政策の課題として、①第4期住宅5ヶ年計画(56年度～60年度)の推進②大都市既成市街地の高度利用③民間再開発の推進④高齢化社会への対応などをあげ、これらに対し積極取り組みの姿勢を示す一方、地方公共団体に対しては独自の施策を創出し地方カラーを前面に役割を分担すべきことを強調した。

なお、58年度の住宅対策予算と税制改善に連れ、58年度予算に盛り込まれた公的資金による住宅建設戸数は、公営54,000戸(前年度増減比0%)、改良6,300戸(同0%)、公庫51,000戸(同3万戸減)、公団30,000戸(同5千戸減)、その他特定賃貸など31,370戸(同2,010減)、合計631,670戸対前



公共事業セミナー会場風景

年度比37、010戸減である、次に住宅取得に対する援助拡大策として、①公庫融資限度額の引上げ②公庫融資規模上限の引上げなど、また58年度税制改正で、①住宅取得控除の改善(所得税)②中古住宅取得に対する住宅取得控除制度の適用要件の拡充(所得税、登録免許税、不動産取得税)などをもって住宅取得に対する援助の拡大を図った。

9次5計の達成が鍵

三木克彦・建設省道路総務課長は、「急がれる21世紀へ向けての道路整備」と題し、道路整備の課題、道路整備計画、道路財源制度等を柱に、今後21世紀を目指した道路づくりで特に社会的、経済的な諸要件を踏え、次の点を強調した。——経済の高度成度から安定成長への転換は、わが国の産業構造に大きな影響を与えつつある。基礎資材産業は低下し、高付加価値産業の比重が高まり、工場の地方分散等を促す結果となり産業構造の変化を生ずる。よって重輸送から軽輸送への需要が高まり、高速もまた要求されることとなり

航空施設の整備と共に道路交通網の整備が不可欠なものとなる。国民生活の高度化、多様化によって高度化社会の到来は必至であり、今やその先行的投資は今日的課題となっている——と21世紀へ向けての展望を語った。

次いで第九次道路整備五ヶ年計画（58年度～62年度）の概要と今後の課題に触れ、次のとおり述べた。

第九次道路整備五ヶ年計画に見込む投資額は、一般（直轄、助成）は16兆円、有料が9兆2,000億円、地方単独は11兆7,000億円、ほかに調整費1兆3,000億円、合計38兆2,000億円である。58年度事業費は、一般が2兆6,091億円、有料が1兆6,264億円、地方単独は1兆9,188億円、合計6兆1,543億円で、前年度0・01%の増である。

次に課題として、①長期経済計画との調和と三全総への対応②財源制度（ガソリン税等3税、軽油取引税等地方5税）の堅持③交通政策への対応（総合交通体系、道路交通公害）④第2次臨調の提言への調和⑤計画推進上の課題（用地、沿道対策、ゼロシーリングによって生ずる執行上の問題）等を挙げた。

再建国鉄が命題

大塚秀夫運輸省会計課長は、「今後の運輸行政とその課題」と題し、国鉄、関西新国際空港をはじめ地方空港の整備及び港湾の整備等に関する見通しを述べたが、特に国鉄再建問題は直面の問題として取組む姿勢を明らかにし、基本的には第二次臨調第3次答申（地域分割による民営化）に従うことであり、現在国鉄再建監視委員会の設置を内容とする「日本国有鉄道の経営する事業の再建

の推進に関する臨時措置法案」が国会上程中で、その成立を待って今後対処するとした内容。

住民参画の都市づくりへ

「新しい都市環境整備の進め方」と題し田村嘉朗・建設省都市総務課長は、わが国の都市化の現状、都市整備の課題について述べたあと、今後の都市づくりには国、公共団体のみならず、住民の積極的参画のもとに創意、工夫を生かしたまちづくりが望まれるとし、住民参加の不可欠であることを強調した。なお、円滑な都市計画のネックとなっている「線引き」の見直しを前提に、市街化区域内の農地の存置を認め、その分調整区域の開発を可能にする、また、市町村計画を制約しないことを条件に開発の広域性を持たせる等弾力的運用に途を拓いた。環境アセスメントに対しては都市計画法上の位置付けをより明確化するため、従来記載されてきた本項に加えて、当該事業が環境に与える影響の程度及び内容並びに措置すべき環境保全対策を明記した「環境影響評価準備書」を新たに加えることによって都市計画決定に際し、環境面への配慮に遺憾なきを期そうとしたものである。

次に新しい都市計画の手法として「地区計画制度」について述べた。この制度は都市計画区域内の比較的小規模な地区を単位として、道路、公園等の地区施設の配置、規模に関する事項、建築物の形態、敷地等に関する事項その他土地利用に関する事項を一体的総合的に都市計画として定め、これに基づき開発行為、建築行為等を誘導、規制することにより、良好な市街地の形成、保全を図ろうとするもので、地区レベルのきめ細かいよりよい街づくりを目指す制度で、バラ建ちのスプロ

ール化したミニ開発を予防する見地から画期的な手法で、地方公共団体の積極導入が望まれるものとして注目を与えると評価された。

多様化する河川行政には国、地方の役割分担で

「河川事業と国土保全の緊急課題」と題し田中実・建設省河川総務課長は、わが国の河川の概況、水害による被害状況を概述し、わが国の河川の特異性から洪水災害の発生し易い形状つまり急流にして貯留能力が極めて少なく、これがまた深刻な水不足の原因だとして河川事業は常に治水と利水の両面作戦を行使すべき使命を担っていると、さらに治水施設の現状と整備上の問題点を述べたあと、河川行政の新しい展開について、次の如く述べた。——財政再建が大きな力セとなって短期、長期的いずれも大幅な事業費の伸びを期待することは極めて困難な時代を迎えた。しかし、治水施設の安全率は未だ極めて低い。災害被害額の国民総生産に対する比率は低下しているが、高度社会における安全確保の意識は極めて高いものがある。よって河川事業を執行する立場にあっては、①限定された事業費の効率的投資に対する工夫が一段と要求されよう。②多様な治水施策を展開することが要請されよう。河川改修事業は基本的な施策ではあるが、関連他事業との計画、実施の両面にわたる調整、浸水区域の公示等住民に対する情報提供、河川敷地の有効利用、土地利用の誘導等各種の施策が多面的に展開される必要があろうと具体的に述べ、最後に、治水政策においては国、地方公共団体等の役割分担の明確化も検討課題となろうと河川行政に対する今後のあり方について示唆した。



21世紀の日本と ストック整備

堺屋 太一

今日の公共事業は人气的に低落

公共事業に携わっておられる皆さんを前にして、これから21世紀にかけて日本の公共施設の問題ということでお話を進めたいと思います。既に皆さんがひしひしと感じておられるごとく、ここ数年、或は10年くらい公共事業をとりまく環境はかなり辛いものになっております。おそらくこの状態は今後なお続くであろうし、ますます風当たりというか公共事業に対する世間の受けとめ方は辛いものとなることが予想されます。ということは、現在我々日本が直面している必要性和人気というものが違ってきているのであります。人気があると思われた公共事業が余り喜ばれないものとなっている。関係される皆さんは必要性を感じられているでしょうし、また関係地域、場所、或は関係業界の方々はその必要性を強く感じていると思いますが、いわゆる一般の雰囲気としての世論は、10年前と違って公共事業に対する人気はかなり衰えている。早い話が、道路を作るとか住宅を建てるとかはそれほど世論にアピールしなくなった。特に女性婦人層には強くアピールしない時代になった。日本の現在の社会は大変な

女性社会で、最早女性を中心として形成される世論が社会をリードしている。こうした世相の中で公共事業に対する人気は大変低下してきております。

私は約20年ほど役人として通産省に勤務したが、これは中央官庁であれ地方官庁であれ同じであるが、その環境の中にあると自分が接する人の多くはその関係者、利害共通する人或は理解のある人である関係から、どうも自分達がしていること、自分の属している役所でやろうとしていることの平均的評価が分らなくなる。けれどもよく世間と接してみると、一つの役所のやっていることを世間一般からみると非常に片寄っていること、特殊であるというケースが非常に多いものです。現在の公共事業はまさにその通りで、関係者或は関係ある地域の人々、関係業界の人々には強く感じられるが、1億人の平均的な意見からすると、公共事業そのものの人気は低調である。例えば電源開発、原子力発電を行う場合、何がしかの交付金が地元へ交付され、何年間にはその町村に立派な道路や公園その他文化施設、学校などの公共施設が作られるといっても、全く住民は喜ばない。こ

れもまた我々が想像したものと全くかけ離れたものがあり、まず八割の人々はそれらの公共施設ができるといっても、自分達にはなんにも嬉しくないという返事が返ってくるのであります。これが1960年代、昭和45・6年までは、道路を作るとか鉄道を敷くとかが一番地域住民を喜ばせたものであったが、最近はずしもそうではない。

執行者は相対両面から考えよ

公共事業の必要性或は人気というものを得るには、相対両面から考えないと民主主義の世の中では予算の獲得、事業の推進はうまくいかないのである。なぜかという、一番大きな理由は、現在わが国の公共施設のストックがかなり多くなっていることと思われるからであります。ご承知の如く日本は戦後急速な経済成長をとげてきた。私達はそうした中で暮しているものだから、この高度成長があたりまえと思うようになった。毎年毎年経済が成長し、所得が増え、生活水準が向上して街は綺麗になり利益を受けることは当然と思うようになっていっている。高速道路は整備され、駅前広場は綺麗になりビルが建並び、下水道は敷設され、学校は立派に建替えられ暖房まで完備となった。これが1990年頃までには小・中学校がジュータン敷きにまでなるだろうと皆が思っている。良くなることは当然と思うようになった。けれども高度経済成長はあたりまえでなく大変難しいものなのであります。一つの国の経済が30年に亘って年平均10%の成長を続けたということは、人類5,000年の歴史の中でわが国だけである。ではそうした大変なことがどうして日本に起きたかということ、これには勿論いろいろ理由がありますが、初期の理由と中期の理由と後期の理由

があって、いろいろな原因が重なり合って驚異的な成長をきたしたものであります。その中で重要なものをあげると、まず初期の時代ではタッチアップ効果があったと思う。このタッチアップ効果とは日本語で追付き効果といわれるものであるが、10年前には一つの流行語であった。ところが、戦後数ある流行語と同じく、これには定義がある。現代の学者、評論家の悪い癖は定義のない言葉を何んとかムード的になぞらって説明したような顔をする。だから意欲を進めようとするが、定義がその場ごとに変わるので噛み合わない。このタッチアップ効果も例外でなく、定義がない。追いつき効果という以上は何が何に追いつきかをはっきりいわなければならない。実はこれをいわない。或人は日本が米国に追いつくことだという。戦後の日本が米国に追いつくことで高度成長したくらいなら、バングラデシュやエチオピアもその気になれば高度成長をした筈である。もう一つの考えは、戦敗国が戦勝国に追いつくことだという。これは一時信じられた。日本のみならず西ドイツもイタリアも同様高度成長をした。1965年、昭和40年頃まではそうであった。戦争に敗れた国が勝った国を経済的に容易に追いつ越せるのであれば、これまで幾多の世界史が変わったものとなった筈である。これはタッチアップ効果というものでなく、日本の場合他国があって起ったものでなく日本国内で必然的に起ったものである。高い水準にあったソフトウェアに低い水準にあったハードウェアが追いついたのであります。

長い戦争によって立ち遅れたものは道路であり、住宅であり、工場であり、船舶、鉄道であり輸送手段であって、ほとんどが形のあるハードウ

ェアーとは 例えば日本国民は誰もができた読み書き算盤、つまり教育程度が高く、そのうえ勤勉にして規律を重んじさらに何よりも大きいことは、日本には社会に奉仕するという倫理観があった。勿論産業を起し経営能力ともなれば敗戦によって失われるものでなく、戦災に遭ったからといって身につけた活動力をなくすようなものではない。終戦直後の段階ではソフトウェアは非常に高い水準にあり、ハードウェアは低い水準にあったのである。このハードウェアが高い水準にあるソフトウェアを追い越すこと、これがタッチアウト効果である。この現象が日本をはじめ、西ドイツ、イタリアにも起った。このハードウェアが高度経済成長をもたらしたのであります。

昭和30年代は主としてソフトウェア集中型の産業がさかえた。即ち手先きの器用を主とした労働力に頼った玩具やトランジスター等々が急成長して景気を支えた。同じような経過を辿った西ドイツでは、1964年頃大体このあたりでタッチアップ効果は終結した。日本でも大体東京オリンピック前がタッチアップ効果の終結期である。この時点で西ドイツやイタリアは終焉するが日本はもう一度高度成長へと向った。それは日本が農産物や石油、鉱物資源など一次産品の輸入で大変有利な立場にあったからであります。世間では、よく国土が狭く資源もなく不利な立場にあったというが、事実は全く逆で、日本はこの不利とも思われる立場を有利に活用したのであります。なぜかというと、戦争直後は世界的にエネルギーや鉱物資源が有り余っていた時代であった。一般家庭生活をはじめ企業でも同様、物が余っているときは買う側が有利な立場におかれる。日本は資源が

ないため敢て国内産業を保護するため輸入規制などする必要がない。必要なものは思うまま輸入することができた。石油は中東から安い石油を無制限に買うことができた。同様に石炭はオーストラリアから、鉄鉱石はブラジルから、小麦やとうもろこしは米国やカナダからその他東南アジア、アフリカという具合に安いものを世界中から買い集め得た。これが日本にとって幸いであったのであります。東京オリンピックからオイルショックまでの間の高度成長は、ことごとく資源集約型の産業であった。世界一の鉄生産国となり、自動車生産を世界のトップとした。石油コンビナート然り、鉄を最も使用する造船では超大型施設を駆使し、タンカーでは世界の七割を生産するなど各分野で世界水準を抜いたものである。しかし、こうした中でも日本は頭脳や小細工を極度に要する豪華客船などは唯の一隻も作らなかつた。飛行機の分野でも国策として試みたものの非採算性から成長を見送った。これは一途に労働集約型を避け、専ら資源集約型産業を伸ばしたのであります。つまり有り余ったものをフルに使い、足りないものは使わないという人間の知恵を体得したのであります。一面人間は足りない物を改良工夫し補うこと、また新たに発明するという偉大な英知を持つものであると同時に、与えられた環境に順応するという、しかもそれがよいこととする本能的知恵も持っているものであります。

戦争前は世界中が資源が不足ということで他国に物を売りがたがらなかった。戦前の日本は大変みじめであった。そのため資源を求めて大陸に進出、南方へと向って自給自足を企てたものであった。戦前の日本は物を大切にすることが美德とされ

「蛍の光、窓の雪」と小学校唱歌で歌ったものであった。その反面人手は余っており、賃金は安かった。従って往時は人手を沢山使う者がしかも持続し長く使う者が社会的に尊敬されたものでした。広大な屋敷を構え、大きな家と広い庭園を持つものが資産家、有力者として尊敬された。それはそれらを維持するに多くの人手を擁したからにはほかならない。昔の立派な家の建築（生活様式）を見ると、努めて廊下を広く長く、また台所などは努めて客室や居間と離れた設計になっている。庭園にしても然り、いかに人手を多くかけるかに関わっていることが分かるのであります。

だが今日は、物が余っていることから、物を大切にしようなどという、冷笑されるようになった。その反面、出来るだけ人手のかからないようにすることが生活をとりまく中で喜ばれるようになり、企業にとっては立派な経営者だといわれるようになった。日常食する野菜を見ても、昔はしゅん（旬）の物が尊ばれた。しかし今日は季節を問わず年中店頭姿が見られる。これは季節毎の旬のものには人手がかかる。今日野菜の多くが石油を使用して育成する。つまり人手より資源の消費へと生産手段が移ったのであります。野菜に限らず果物なども季節はずれの物が珍重され、味は二の次である。日常進物として求める菓子類にしても然り、幾重にも包装を重ねた物が高価なものであり、高級とされ、中味については必ずしも吟味しない。しかも包装に使用するもののすべてが元といえば石油である。極端な見方をすれば野菜でも菓子類でも石油を多く使ったものが高級品として喜ばれているのが現実の姿であります。なお、日用品にとどまらず日常生活の中でも自家用車で

通勤、買い物をする人が社会的に上流だとする意識が先行して、物ばかりか時間の無駄を意に介せず、労力より物の消費を志向する傾向の現れにほかありません。

資源有限思考の台頭

近頃、資源エネルギーを沢山使用することが恰好よいとしてきた風潮によりややく変化の兆しを示してきたのであります。昭和48年石油ショック以来、資源エネルギーは有限なものとする考えが現れてきた。10年ほど前までは思いもしなかった。いま石油は安くなり余っているが、やがて不足する時代が来ると考え、1980年代に入った昭和54年から資源エネルギーは有限なもの、その消費は必ずしも恰好のよいものでないと考えられるようになった。米国でも大型自動車の売れ行きが悪くなった。1960年代よりガソリン代が割安になったにもかかわらず大型車を敬遠するようになった。最近では小型車がもてはやされ、盛んに宣伝されている。

住いとする建築様式にも同様、様変りをきたし、省エネタイプが歓迎されるようになった。これまで資源の大量消費をもって大量生産を図った工場にも変化をきたした。即ち全般に消費動向が変わったといえます。これが今日の不況を呼んでいる要因である。いま全国的に直面している素材産業不振の原因でもある。鉄、アルミニウム、紙パルプ、石油化学製品などが軒並不振である。これらの業界においては、一時期景気の回復は見られようが、最早持続性を伴わないものであり、一時的に波はあろうが幅の少ない繰返しとなる。いまや「石油文明」は峠を越し下り坂に入った。明らかに文明思想の変革が始ったのである。公共事業

を中核とする都市計画も石油文明社会によって作られてきたが、石油文明思想の衰退によって転換の時期を迎えたといえよう。終戦直後は、ハードウェアが不足していた、作ればそれなりの使い途があったが、今日そのハードウェアが余ることとなったので、作っても必ずしも使用し得ない面が生じてきた。即ち、需要供給がともなわなくなったのである。長い年月と巨額の投資をもってした青函トンネルの使用が問題になっている。東北・上越新幹線においても採算面で疑問を投げている。地方にあまねく建設された福祉会館、文化ホールといった施設も果して十分機能しているだろうか、維持管理に大きな財政負担を余儀なくされているとも聞く。こうした面が表面化するにしがたい、公共施設に対する魅力が薄らぎつつある。公共事業として今後は施設を作るだけでなく、使用方法などを十分考えるべきである。資源エネルギーを最も少なく使用して効率の大きいものを作るようになる。素材生産部門は現有の一割ほどでよい。あとは知恵の値打ちを生むものでよいという時代を迎えたのであります。

為政者は本音と建前を見極めよ

公共事業もこれがからんでくる。公共事業というと物を作ることを優先に考えてきたが、道路などは現在程度でよいという声がある。これからは作るだけでなく、価値あるもの、人々に喜ばれるものを作るという考えに立たなければならない。戦前にもなく今日日本の持つ独特の発想になるものに都市計画、地域開発を推進するにまず計画図を作成する。つまり地図優先主義である。諸外国を巡って都市計画、地域開発の話を開こうとすると、まず最初にそれらの地図が開かれるのは日本

だけである。米国でも西ドイツでも一応のプランを説明する。こういう点はどういう風に検討されるかと問うと全国平均値をもってすると答える。模倣であっても地域に合った独自のプランを考えていない。道路についても公園でも他の模倣では人々は喜ばない。作っても無駄にしているものが余りにも多いのに驚かされる。ここで最も重要なことは、地域開発をするとき、公共事業を行う場合、人々の本音を聞かなければならない。"1970年代の失政、"という言葉がはやっている。米国でも欧州でもいま経済は混乱し、教育は荒廃し、何んでも反対だとする風潮を生んで社会は混乱している。これは1970年代の失政のためだといわれている。米国のカーター政権、仏国のジスタールデスタン政権も、西独の社会民主党も、英国の労働党もそしてソ連のブレジネフ政権もそうである。世界中の政治家が政治を間違えている。保守系の政府から共産党の政権まで全部が政策を間違えたのであります。

それはどうしてかという、それら世界の指導者は人々の建前を聞いて本音を入れなかった。建前を入れて実現しようとしなかった。これは英語を直訳した方が遙かに分かりよい。英語では「人々の言っていること話していることを聞いて、人々のしていることをやっていないこと」である。口で言っていることは建前で、実際に行動していることは本音である。それぞれが口で言っていることを実現してきた。その結果、人々が一番したことが実現されてしまった。日本も同様である。例えばどこで暮りたいかという、緑の多いところと答える。これが大多数であった。水は清く空気のよいところというのが、これまでの

10年間の答えであった。特に女性に断然多かった。ところがこれが本音かという点に非ず、本当に緑多い田舎が良いとする者は全国女性のうち実際は極めて少ないのである。一例をあげると、都会から緑豊かな地へ転勤となるとまず真先に妻たる主婦が泣く。反対に自然にかこまれた地方から都会に職場が変わるとなるとその家の主婦が一番喜ぶ…(笑い)、都会の大学を地方に移転しようとする場合も同様である。教授や学生が適当な理由をつけて移転を拒む。地方へ転任の場合、単身赴任者の多いのも、建前は経済的とか教育事情とかいうが、必ずしも本音ではない。そうしたことは地方都市が住環境即ち都市計画が行届いた事業として成功していないからである。これからは人が住みたがる街を作るべきである。街づくりには明確に真面目に考えなければならない。役人や一部の者の考えが不真面目である。自分の思ったことが出来たからといって都市計画が成功したと思っている。けれども本当は、都市計画が成功したということは、人々が住たがり、新しい産業と文化が起ったかにある。公共事業もこうした観点から推進されるべきである。私は、これからの日本における経済活動と文化活動、特に経済情報活動、文化創造活動とが地方都市に分散化する。そうして日本の経済と文化が群と化して発展する時代を作らなければならないと思っている。

そのためにはその方法を考えていくべきと思う。特に日本における大きな問題は東京集中の傾向である。戦後東京に文化情報機能が集中した。それはなぜかという点と皆さんが必ずあげられることは、交通、通信機関が発達して東京に行きやすくなった。高速道路ができ、新幹線が通りそのた

め東京に集中したといわれる。かくして地方の特色は薄らぎすべて東京へとなった。若しそうだとすると高速道、新幹線を作った公共事業は地方を衰退に導いたこととなる。

しかしその考えは全く違う。交通、通信機関が発達したのは日本だけではない。米国でも欧州でも同じく戦後大きく発達した。高速道路はでき、飛行機は飛び交う。けれども戦後首都圏の経済文化の比率が高くなったのは先進国中唯日本だけである。それはなぜかという点と日本人の発想の問題が一つある。それ以上に地方がハードウェア中心に傾いた。東京に有る物の小型化、リトル東京を作ることに努めた。公共事業というものには使い方、特色を持たせなければならない。地方には地方の特色を持たせること、独自の産業の拠点として形成されるべきで、この点欧米の地方都市に見習うべきだと思う。

いまの日本は公共事業を進める大事なときである。高齢化社会になったとき、公共事業の効率を高めて置く必要がある。公共事業に反対する者の中に「子孫のために美田を残さず」などということは全く馬鹿げたことで、今こそ日本の若いバイタリティーを発揮し、老人が増えたときの生産基盤しておかなければならない。こうした時代に公共事業の人氣が落ちたということは真に残念なことである。これは皆さんが考えられている以上に深いものがある。だがもう一度人々が公共事業に意欲を起させるためには、知恵の値打ちを作り出す必要があるのではないか。それには知恵の値打ちとハードウェアによる物の値打ちの噛み合わせをどう考えるかにある。これがこれからの各公共事業を行う者の一番の課題ではないかと思う。

昭和58年度における施策と建設業・建設関連業の育成について



埼玉県土木部長
廣田 豊作

4月1日付けで、土木部長に就任いたしました廣田でございます。私は、昭和47年に埼玉県から佐賀県に転任し、その後、数府県の土木行政に携わり、このたび11年ぶりに本県に戻って参りました。

もとより微力ではございますが、21世紀に向けて、住みよい豊かな郷土埼玉をつくるべく決意を新たにいたしているところであります。前部長同様よろしくお願いいたします。

さて、会員の皆様方には、日ごろから県政の発展に多大な御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

社団法人埼玉県建設産業団体連合会は、昭和54年8月に、全国に先がけて設立されて以来、一昨年の12月には、業界発展の礎として「埼玉建設労働者福祉センター」及び「埼玉建産連合館」が竣工のはこびとなる等充実した事業活動を展開され、県内の建設業及び建設関連業の有機的な連絡協調体制を推進してこられました。これも斎藤会長さんを中心とした会員の皆様方の御尽力のたまものと深く敬意を表する次第であります。

御案内のとおり、昨今の我が国を取り巻く国際経済環境は、欧米先進国の長期不況とこれに端を

発する我が国との貿易摩擦をはじめ資源・エネルギー問題等難問が山積しております。また、国内の経済も依然として停滞を続け、経済史上かつてなかった長い不況の中で、行政改革をはじめ財政再建が求められる等誠に厳しい状況にあります。

また、先ごろ建設省が発表しました昭和58年度建設投資見通しを見ましても、公共投資が初のマイナス成長になる等、前年同様厳しい経済情勢が予想されております。

こうした内外の情勢の中で、企業経営を取り巻く環境も依然として厳しいものがあると存じますが、皆様方におかれましては、このような時こそ、団結の力や英知を結集され、企業の合理化、技術の向上など近代化に努められますことをお願い申し上げます。

ところで、昭和58年度の土木部の事業であります。予算額は総額で968億3,368万円ですが、これは、県一般会計予算額8,240億3,300万円の約11・8パーセントを占めております。

主な事業といたしましては、少量の降雨でも冠水の被害が発生する低地、あるいは、昨年の台風により甚大な冠水被害を受けた地域の河川整備を

急務と考え、350億4,752万円を計上し、ダム事業につきましては、48億6,000万円を計上いたしまして、有間ダム、合角ダム及び権現堂調節池の建設促進を引き続き図っております。

道路改良及び橋梁整備につきましては、「第3次交通安全整備事業5箇年計画」に基づく歩道整備等の経費として66億8,000万円を計上し、交通安全の確保を図ることとし、交通公害から住民を守るため、舗装道の整備をはじめ、橋梁整備の経費として、75億2,703万円を計上し、安定した交通機能の確保に努めることといたしました。

これら事業の実現のためには、皆様方の御助力が是非とも必要でございます。どうか、今後とも、土木行政に対しまして、さらに一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、会員の皆様方の御健勝と御活躍をお祈り申し上げるとともに、埼玉県建設産業団体連合会がますます発展されますことをお祈り申し上げます。

住みよい郷土埼玉を



埼玉県住宅都市部長
木村 規

貴連合会におかれましては、日頃県政発展のため、また建設産業発展のため多大な御協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

本県住宅都市行政は、昭和30年代後半に始まった人口急増による急激な都市化の波がもたらした異常な地価の高騰、また、高度経済成長から安定成長への移行と共に顕著になってきた、いわゆる「県民の価値観の多様化」に伴って生じた数多くの新たな行政需要への対処をめぐり、難しい時期にあります。しかも、公園、街路、下水道といった社会資本の整備は、県民生活にとりまして欠くことのできないものであり、早急に整備拡充をはかってまいらなければなりません。このような時期に住宅都市部長を拝命いたしましたことは、私にとりまして非常な光栄でありますと同時に身の引き締る思いであります。

さて、本年度の住宅都市部予算は厳しい財政状況の中ではありますが、「住みよい生活環境の整備」を基本目標に①計画的なまちづくり②都市環境の整備改善③住宅・宅地の供給促進の3点を重点に諸施策を積極的に推進してまいります。

この結果、住宅都市部一般会計予算は85億6千万3,086万9千円となり、対前年比で1.5%の

減となっております。県全体の一般会計予算額に対しては1.4%の構成比となっております。こうした厳しい予算の内容となっておりますが、限られた財源を有効に執行し、住みよいまちづくりの実現に努めてまいりたいと考えております。

今年度の主な公共事業としましては、まず伊奈町をはじめとする新交通システム関連地域環境秩序計画モデル事業では、伊奈町北部土地区画整理予定地域で公共用地の種地としての用地買収を昨年完了いたしました。今年度はこの地区の市街化区域編入を図り、土地区画整理事業を進めていくための調査・測量を引き続き実施してまいります。

また、事業区域内の公共用地をはじめ就業地、住宅地の一部造成事業を遂次行ってまいりたいと考えております。

公園事業につきましては、好評をいただいております県民ゴルフ場東コース18ホールに加え、7月1日には西コース9ホールを新たにオープンする予定であります。また、本県に生息する淡水魚介類を展示する羽生水郷公園の三田ヶ谷水族館（仮称）につきましては、10月にオープンする予定であります。さらに川越市に建設を予定してお

ります県営としては3番目にあたります第三水上公園（仮称）の調査を今年度から進めてまいりたいと思います。

流域下水道事業につきましては、厳しい財政事情の影響をもっとも受けてはおりますが、中川及び古利根川の両流域下水道も本年4月1日に一部処理開始をし、処理場の初期的投資は完了いたしましたので、今後は管渠築造に重点を置き、普及率の向上に努めてまいります。

また、街路事業につきましては、高地価のもとでの事業実施という厳しい状況ではありますが、市街地における交通機能の回復、向上を計るため、幹線街路の整備及び平面交差の立体化等を引き続き進めてまいります。

以上主な事業の外、真に安全で住みよい郷土埼玉をつくるため今後も息のながい諸施策を展開してまいりたいと考えておりますので趣旨を御理解のうえ、なお一層の御支援、御協力をお願いいたします。

終りに、貴連合会及び会員の皆様の益々の御活躍、御発展をお祈り申し上げまして、就任の挨拶と致します。

土地・建物 などにかかる税金

土地、建物などには、その保有の仕方によって右欄の構成図に示したような税金がかかります。それら税金のうち普段あまりなじみのないものについて課税概念を特に知っておいてよい「課税の特徴」について、その要点にしぼり記述します。

1、不動産取得税（地方税）

相続の場合などを除いて、一般に土地・建物を取得した時にこの税がかかります。この税金は不動産の取得に対し、その不動産の所在する都道府県が課する税金で、不動産の取得者が納税義務者です。都道府県からの納税通知書にて所得の期日までに納付しますが、条例の定めによって、不動産の取得の事実、その他一定の事項をその不動産所在の市町村長を通じ知事に申告することになっています。

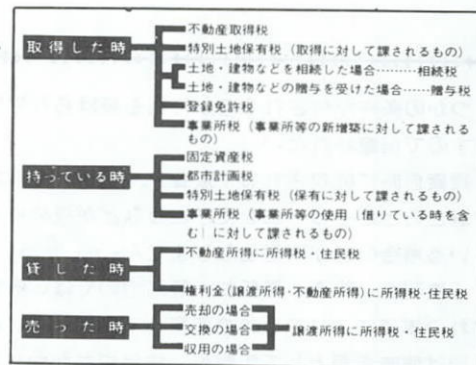
ここでいう所得とは、登記の有無を問わず所有権の移転の事実をいいますが、相続や法人の合併による所有権の移転など、移転が単に形式的な場合には課税されない。また、取得には増築により家屋の床面積が増加した場合や、改築により家屋の価値が増加した場合などを含みます。

不動産取得税の課税の基礎となる価格は、不動産を取得したときの不動産の価格で、この価格は、市町村の固定資産税台帳に価格が登録されているときは、その価格によりますがそれ以外の場合は、都道府県知事が固定資産評価基準に基づき評価した価格によります。従って、実際の売買価格ではありません。

なお、課税には標準税率が定めてありますが、これには免税点及び各種軽減措置が設定されていますので、該当の場合研究されることをお奨めします。

2、特別土地保有税（地方税）

取得に対して課されるのと、保有に対して課されるものの2通りあります。前者は、昭和48年7月1日以降、毎年1月1日と7月1日の2時点から前1年以内に基準面積（東京都の特別区と指定都市の区分の場合は21,000㎡、都市計画法第5条の都市計画区域を有する市町村の場合は5,000㎡、その他の市町村の場合は10,000㎡以上の土地を取得した場合は、その取得価格の3%相当額から不動産取得税相当額を差引いた額が課されます。この場合の取得価格は、購入した場合はその代価、購入以外の場合はいわゆる時価によります。なお、農林業経営規模の拡大や工場の地方分散等国の施策による場合は非課税となります。また、後者は、毎年1月1日現在において、昭和44年1月1日以後取得した土地を基準面積（前掲参照）以上保有している場合には実際に取得した価格の1・4%相当額から固定資産税相当額を控除した額が課税されます。毎年5月31日まで所在市町村に申告納税することになっています。ただし、昭和57年4月1日以降に取得した土地及び昭和44年1月1日から昭和57年3月31日までの間に取得した土地のうち、市街化調整区域内に所在する土地で、その保有期間が10年を超えるものについては非課税となっています。また、三大都市圏の特定都市の市街化区域内において昭和57年4月1日以降60年3月1日まで取得する土地については、取得の年の



翌年以降2年以内に住宅等が建設される土地を除き、東京都の特別区と指定都市の区の区域では300㎡以上2,000㎡未満、その他の都市の区域では500㎡以上5,000㎡未満の面積の土地は「空き地税」として10年間、この特別土地保有税の対象となります。

3、登録免許税（国税）

土地、建物などを取得したら、その権利を明らかにするため所有権移転登記を家を建てたら保存登記をしなければなりません。その時かかるのが登録免許税です。これには借家人等が既存住宅を取得した場合の特例がありますので留意されるとよい。事業主が財産形成融資を受けて従業員に分譲する一定の既存住宅にもこの特例が適用されます。

4、土地、建物など貸したときかかる税金

貸し付けている土地の地代や貸家、アパートなどの家賃は、不動産所得として所得税と住民税がかかります。新築住宅を貸家とした場合（社宅などの給与住宅を除く）には、貸家とした日から5年間に限って必要経費である「減価償却費の割り増し」が認められています。割り増し率は、耐用年数45年未満が5割、45年以上が7・5割です。但し、この割増償却が認められる家屋にはい

くつかの条件が付されるほか特例も設けられていますので留意されたい。

賃貸借時に徴収される「敷金」や「保証金」は、立退きのときその一部を受けとるなどが決められている場合のほか所得となりません。

「権利金、礼金、更新料」等については、それぞれの事情に応じて、譲渡所得、不動産所得、あるいは臨時所得として所得税、住民税がかかります。

5、土地、建物などを売った時にかかる税金

土地、建物などを売った場合や、土地、建物などを交換したり、収用を受けた場合には、その譲渡益に対し「所得税」と「住民税」とがかかります。

個人が土地、建物などを売却したときの譲渡益は、長期譲渡所得（譲渡した年の1月1日において所有期間10年以上）、短期譲渡所得（同じく所有期間10年以下）とも、その人の他の所得と切り離して、分離課税が適用されます。譲渡所得に対する税額の計算式が定っていますが、ここでは省略し、以下譲渡所得の生ずる各ケースの課税に対する特例を要約をもって記述します。

(1) 優良な住宅地の供給、公的な土地取得の促進のための土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の課税の特例。

①国または地方公共団体に対する土地等の譲渡
②収用交換等による土地等の譲渡。

③住宅、都市整備公団、地方住宅供給公社等の行う住宅建設または宅地造成の用に供するための土地等の譲渡。

④都市計画法の開発許可を受けて行う住宅地造成の用に供するための土地等の譲渡。

⑤都市計画区域内の宅地の造成につき開発許可を要しない場合において、法人又は個人が造成する都市計画法の開発許可を要する面積以上の一団の住宅地造成（知事の認定を受けたもの）の用に供するための土地等の譲渡。

⑥都市計画区域内において行う25戸以上の一団の住宅又は15戸以上（或いは床面積延1、000㎡以上）の中高層耐火共同住宅（知事の認定を受けたもの）の建設の用に供するための土地等の譲渡。

⑦土地区画整理事業の施行区域内の土地を仮換地指定後3年以内に住宅地として譲渡する場合で、一定の要件を満たす土地等の譲渡一の場合には、税額の計算式は、次のとおりであります。

①譲渡所得金額が4、000万円以下の場合、
課税長期譲渡所得金額×20%

②同じく4、000万円を超える場合、800万円＋（課税長期譲渡所得金額－4、000万円）×25%——②の計算式は昭和57年から59年までの譲渡に適用。——上記と同じようなケースで公共の用に供した場合の短期譲渡所得の課税の特例がありますが省略することにしました。

(2) 居住用財産を譲渡した場合の特例

——現在住んでいる家屋を譲渡した場合、3、000万円控除——要件、①現在住んでいる家屋（店舗併用住宅の場合は、現在自分の住居している部分に限りますが、それが概ね90%以上であれば全部とみなされます。また、転勤などのための家族と離れ単身で他の住居で住んでいる場合でも、将来転勤などの事情が解消し従来どおりその家に家族と同居することが認められれば、現在住んでいるものと認められる。）②居住用の家屋の

敷地や借地権を譲渡するため、その家屋を取り壊し譲渡した場合。③自分の住んでいる家屋と同時に敷地や借地権を譲渡した場合。④災害により滅失した居住用の家屋の敷地であった土地や権利を、その災害のあった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡した場合。⑤自分の住んでいた家屋を住居の用に供さなくなった日から12月31日までに譲渡した場合——などであって、この控除の適用は3年に一度しか受けられません。

また、居住用家屋の所有者と敷地の所有者が異なる場合でも、両者が親族の関係にあり、かつ同居し生計を一にしているときに限りこの特例が受けられます。しかも、その家屋の譲渡価格が3、000万円に満たない場合でも、その満たない額を土地の譲渡価格からも控除できます。但し、この特例は、その譲渡先が自分の配偶者や直系血族、内縁の配偶者或いは同族会社など特別な関係のある人である場合は受けられません。

(3) 居住用財産を買い換えた場合の特例

現在自分が住んでいる家屋や敷地など（所有期間が10年を超えるもの）を譲渡し、その代りに同年中または前年中に別に住居を取得し、翌年中に居住する場合、この特例が受けられます。

この特例の適用を受けますと、課税上次の①②いずれかの選択ができます。

①取得価格の引継ぎによる課税の繰延べでの適用を受ける場合。等価であれば課税が繰延べ（無し）、譲渡価格が大きければその差額部分のみ課税。②3、000万円特別控除を受ける場合。譲渡価格－（取得費＋譲渡費用）－3、000万円……残額のみ課税となります。（本項終り）

昭和58年度(第4回)通常総会

新事業計画・収支予算を可決して閉幕



総会審議の様相

6月2日、埼玉建設労働者福祉センターにおいて昭和58年度(第4回)通常総会を開催、昭和57年度事業及び収支決算報告、昭和58年度事業計画及び収支予算の各案件を審議、いずれも原案通り可決承認、次いで役員補欠選任を行った。

今期通常総会は、4年連続公共事業伸び率ゼロ、実質マイナス成長という建設産業界にとって極めて厳しい状況のもとに開かれた。

年度下半期以降、景気回復の曙光が見られるという観測もあるが、根強い世界的不況はわが国産業界に深く陰を投じ、民間設備投資は低迷を続け、就中、住宅建設は年次目標を

大幅に下回り、依存度の大きい傘下団体各業界は軒並み受注減に苦しみ、その影響は計り知れないものがある。こうした情勢を踏まえ、席上、昭和57年度事業報告並びに昭和57年度一般会計収支決算等一連の会計報告議事案件を承認したあと、昭和58年度事業計画として当建産連が今後活力ある団体として発展するための諸施策を盛り込んだ事業計画案、また、それら諸施策を実施するための収支予算案を審議、いずれも原案通り可決承認、次いで役員補欠選任を行い、新たに理事8名、監事1名、評議員5名を新・旧交替の形で選任し、各就任を決めて閉会した。

昭和58年度通常総会は、浦和市の埼玉建設労働者福祉センター2階第1会議室において開催、①昭和57年度事業報告②昭和57年度一般会計収支決算③昭和57年度建産連会館及びセンター管理運営特別会計収支決算④昭和58年度事業計画⑤昭和58年度一般会計収支予算⑥昭和58年度建産連会館及びセンター管理運営特別会計収支予算案の6議事案件を審議のほか、役員補欠選任を行って閉会、小憩のあと会場を同センター3階ホールに移し、県側から畑和知事をはじめ関係部課長、建設省側から本省計画局・飯田剛土建設業課長補佐、関東地方建設局・田中淳七郎局長及び青島実技術管理官のほか関係機関、関係金融機関の各代表らを来賓に迎え祝宴を開いた。席上、畑和知事、田中地建局長からそれぞれ祝辞を受けたのち各来賓を囲んで懇談の時を過ぎた。

議事の経過概要

定刻開会、川合大副会長を議長に選出して議事を進行。事務局説明を交え議案審議の経過は、大要次のごときのものであった。

関連するものとして、第1号、第2号、第3号議案を一括上程、まず57年度事業報告の内容は、①調査研究、研修事業②情報活動及び関連調整事業③センター及び会館の管理運営④諸会議を骨子したものである。そのうち調査研究事業は、建設労働者の雇用改善対策、産業機械のロボット化の現況と展望、労働災害下の補償問題とその対応策について関係機関やその途の権威を招き研究会の開催、また、研修関係事業では、企業者として自己陶冶に資することを目的に、郷土文化財に関する講話、見学会の実施のほか成人病予防に関する講演会、建設労働災害防止に関する研修、或いは

時局講演会の開催等をあげた。次に、情報活動及び連絡調整の分野では、まず情報の収集及び伝達は、機関紙「建産連ニュース」を通じて行う一方、会員の要望等を入れ関係当局に陳情、請願をもってその実現に努めた。一例として県立高校に「設備工業科」の新設を県議会筋を通じて請願、これが採択により59年度開設を目指し県教育局で検討がなされている。また、県立職業訓練校に「塗装科」の設置方の陳情を行い、これについては開設を前提に検討が進められることになったことなどである。また、連絡調整事業では、県関係部局長と意見交換を行ったほか、県立職業高校進路指導担当者を囲み、若年技術者の雇用問題を狙に懇談したほか、建産連関係業者育成の問題で町村商工会と意見交換を行い問題打開に努めた。

次に、センターの運営管理事業においては一部

施設の改善を行ったほか、センター施設そのものの有効利用を促進するための啓発宣伝に努めたこと。また、諸会議に関しては、全国組織母体である全国建設産業団体連絡協議会の事業に参画し、建産連が抱える共通の問題の討議に加わる一方、未結成の都道府県に対しその設立の促進を働きかけるかたわら既成各県との相互協調を図ってきたほか、役員会、各種委員会の開催の状況を説明して昭和57年度事業実施の全容を明らかにしたものである。

次に、昭和57年度会計報告においては、まず、一般会計収支決算面は、当初予算額2,258万2,000円のところ、収入決算額は2,372万283円、同支出決算額は1,941万7,128円で、その差額430万4,955円は次期へ繰越すこととした。また、センター運営に係る特別会計決算は、当初予算1億1,206万8,000円のところ収入決算額は1億1,766万1,664円、支出決算額は1億222万9,379円でその差額1,543万2,285円となり、次期へ繰越したというのが内容である。

なお、関連するとして一括上程のうえ審議の第4、第5、第6の各号議案は本項に続く別頁に全容を掲載したので内容説明は有略しますが、ただ昭和58年度当初一般会計予算については、まず収入の部でその骨格となる会費収入を原則として賦課額を据置く、その他の収入項目は前年度決算額を参照しそれぞれ計上した。また、支出の部における経常支出は当然増分を除き努めて抑制の考えで編成した、その合計は収支均衡の2,289万7,000円となり、対前年比31万5,000円の微増にとどまったという一連の説明のち採

決、結果いずれも万場一致で了承された。

予算関係議案議了のあと、傘下団体役員の変替等によって生じた役員の補欠選出が行われ、別掲「役員名簿」のとおり、その就任を決めた。なお、先ほど(社)県建設業協会会長に就任の島村治作氏を副会長に推薦する動議を万場一致承認、これによって当建産連の副会長は5人制となった。

知事、関東地建局長相次ぎ激励

本総会議事終了に引続いて同センター3階大ホールに会場を移し、県側から畑知事をはじめ廣田土木部長、木村住宅都市部長のほか関係課長、建設省から飯田剛士計画局建設業課長補佐、関東地方建設局から田中淳七郎局長並びに青島実技術管理官、さらに関係機関、関係金融機関の各代表などを来賓に迎え祝宴を開いた。

開宴を前に斎藤会長は挨拶で、――当建産連は全国にさきがけ発足してここに5年目を迎えたが、この間、関係団体の融和と協調を掲げ「社会的発言力の強化」「建設産業に対する社会的評価の高揚」を目指し努力した結果、一応の評価を得るに至ったものの、掲げた理想の実現にはなお幾多の問題を擁し、正直のところ暗中模索ということが偽りない心境である。しかし、当建産連は全国のモデルケースとしてその帰趨に注目されていることに思いを致すとき聊か責任すら感ぜられる。指導に当たられる建設省では全国的普及を図られているが今のところ12県が設立に踏み切り、6県に類似の団体が誕生しており、やがて仲間入りされようがすみやかに全国規模に拡大し、名実共に全国組織として大同団結の日が待たれる……と建産連の全国組織化への願いを込め建設省

当局へ要望した。

次いで祝辞に立った畑知事は、今日建設産業は国民総生産の20%を占める主要産業としてわが国経済界にゆるぎない地位にある。しかし、昨今の経済情勢はまことに厳しいものとなっており、

世界的に資源の節約、労働市場の悪化等により活力ある福祉社会の建設は難しいものとなっている。こうしたシビアな情勢下において建設産業の果たす役割は極めて大きい。どうか強力なリーダーシップをもって地域社会の発展に、また本県における公共事業の推進に格段の尽力を願いたい。

次いで、田中関東地建局長は、公共事業前倒しに当たり業界の協力に敬意を表したあと、21世紀を展望したとき国民の高齢化は避けられない、今日社会資本の蓄積は急務であり公共事業の拡大

充実が必要だとされている。しかし、昨今の財政事情から充分対応し得ないのはまことに残念である。建設省では只今下期対策をはじめ59年度予算確保に取り組んでいる。これには建設産業界の強い支援が不可欠だとして、強力なバックアップが要請された。なお、同局長は業界が懸念の入札問題にふれ、制度の見直しと同時に改善に向かって鋭意努力していることを付言した。



祝辞に立つ畑知事



祝辞に立つ
田中関東地建局長

昭和58年度 事業計画

1 調査研究事業

各業種の実態、建設産業に携わる技能労務者の雇用の実態、労働福祉対策、新卒者の賃金の標準化等について調査し、分析し、その改善の必要性及び改善の方途について検討するとともに企業経営の効率を高めるための諸対策についてセミナーを開催する。

2 研修事業

国内外における経済の動向、政治の情勢等について斯界の権威者を招請し講演会を開催する一方、建設労働災害の防止等について研修会を開催する。

なお、教養、文化を高めるための講話会を兼ねた見学会の開催、成人病を含めた医療対策等についての講話会を開催する。

3 情報の収集、提供ならびに建議

(1) 国・県の施策、建設産業界の動き、資材労務に関する情報等を収集し、随時各会員に提供するとともに「建産建ニュース」を通じて会員傘下の構成員に周知する。

(2) 建設産業の振興、中央・地方を通ずる建設産業関係行政機構の充実、建設産業団体連合会の育成強化、中・小企業の指導育成等について国・県に対し建議を行う。

4 連絡調整事業

建設省ならびに労働省及び県関係者との連絡会議を開催し、本連合会運営の円滑化を図るとともに相互関連する業種の連絡調整会議を開催し協働体制の確立を図る。

なお、若年技能者の雇用機会の開発と円滑な雇用を図るため、職業訓練校等との連絡会議を開催する。

5 啓発宣伝事業

建設産業について広く県民の理解と協力を得るため新聞紙上を通じての広報、59年用カレンダーを作成し配布するほか、小・中学校児童、生徒を対象としたポスターコンクールを開催し、「若い人達に魅力ある建設産業」をアピールする。

なお、広報誌として「建産連ニュース」を引き続き発行する。

6 全国建設産業団体連絡協議会への協力

全国建設産業団体連絡協議会の運営に積極的に協力し、各都道府県建産連との情報交換、当面する問題の解決、建設産業の地位向上と社会的信頼の確保に努める。

7 埼玉建産連会館ならびに建設労働者福祉センターの管理運営

建物及び諸設備の管理、運営に当っては、経費節減を図るため、光熱水費の徹底した節約と会議室の高度な使用による利用料の増収を図るため、傘下各団体の積極的な協力を得るとともに県をはじめ各機関、団体、地元自治会、婦人会等に対し更に強力な宣伝活動を展開する。

なお、埼玉県勤労者福祉施設運営協議会構成員の一員として当該協議会の運営に積極的に参画し、県内福祉施設との連携を密にし適正な利用を推進する。



昭和58年度一般会計収支予算書

(昭和58年4月1日から昭和59年3月31日まで)

(単位：千円)

収入の部

(単位：千円)

勘定科目			予算額	前年度 予算額	増減 △ 減	備 考
大科目	中科目	小科目				
事業収入			120千円	0千円	120千円	
	広告料収入		120	0	120千	
入会金収入			200	400	△ 200	
	入会金収入		200	400	△ 200	
会費収入			16,463	15,697	766	
	正会員 会費収入		16,363	15,097	1,266	
	賛助会員 会費収入		100	600	△ 500	賛助会費
補助金収入			700	700	0	
	地方公共団体 補助金収入		700	700	0	県費補助金
助成金収入			500	0	500	
	民間 助成金収入		500	0	500	(財)建設業振興基金助成金
寄付金収入			10	10	0	
	寄付金収入		10	10	0	
雑収入			600	800	△ 200	
	受取利息		200	400	△ 200	預金利子
	雑収入		400	400	0	雑収入
前期繰越 収支差額			4,304	4,975	△ 671	
	前期繰越 収支差額		4,304	4,975	△ 671	前年度繰越金
収 入 合 計			22,897	22,582	315	

支出の部

勘定科目			予算額	前年度 予算額	増減 △ 減	備 考
大科目	中科目	小科目				
管理費			15,504千円	15,022千円	482千円	
	給料手当		11,018	10,325	693	
		給 料	7,128	6,678	450	職員給料
		諸 手 当	3,890	3,647	243	諸手当
	福利厚生費		1,141	1,069	72	

勘定科目			予算額	前年度 予算額	増減 △ 減	備 考
大科目	中科目	小科目				
		社会保険料	1,021千円	949千円	72	
		厚生費	120	120	0	
	会議費		1,100	1,100	0	
		総会費	600	600	0	総会費(監査を含む)
		役員会費	250	300	△ 50	役員会費
		委員会費	250	200	50	委員会費
	旅費交通費		150	200	△ 50	
		一般旅費	150	200	△ 50	
	通信運搬費		435	450	△ 15	電話料、郵券代
	什器備品費		50	50	0	事務用備品購入代
	消耗品費		320	352	△ 32	事務用品、新聞、専門雑誌代
	印刷製本費		150	250	△ 100	資料、封筒その他印刷代
	光熱水費		533	533	0	電気、ガス、水道料等
	賃借料		270	170	100	事務用機器、自動車借上料等
	租税公課		15	23	△ 8	住民税
	負担金		100	100	0	全国建設産業団体連絡協議会 負担金
	雑費		222	400	△ 178	
事業費			6,620	6,620	0	
	調査研究費		600	600	0	研究検討会費、諸調査費
	研修事業費		1,100	1,100	0	研修会、講演会開催費
	情報活動費		2,420	2,420	0	建議及び情報の収集、 提供等経費
	連絡調整費		540	540	0	関係機関との連絡調整に要す る経費
	啓発宣伝費		1,960	1,960	0	広報に要する経費 ポスターコンクール開催経費
積立預金			273	440	△ 167	
支 出		退職給与積 立預金支出	273	440	△ 167	
予備費			500	500	0	
		予備費	500	500	0	
支 出 合 計			22,897	22,582	315	

(備考) 予算科目内の流用は認めるものとする。

昭和58年度建産連会館及び センター管理運営特別会計予算書

(昭和58年4月1日から昭和59年3月31日まで)

(単位：千円)

収入の部

(単位：千円)

勘定科目			予算額	前年度 予算額	増減 △減	備考
大科目	中科目	小科目				
事業収入			7,000千円	5,550千円	1,450千円	
	会議室研修室 貸付事業収入		7,000	5,550	1,450	会議室利用料
負担金収入			72,918	69,864	3,054	
	負担金収入		72,918	69,864	3,054	
	負担金	51,336	51,336	51,336	0	関連団体負担金
	共益費	21,582	18,528	3,054	3,054	共益費
雑収入			900	5,350	△4,450	
	受取利息		300	300	0	
	雑収入		600	5,050	△4,450	公衆電話利用料その他雑収入
繰入金収入			15,432	31,304	△15,872	
	繰入金収入		15,432	31,304	△15,872	前年度繰越金
収入合計			96,250	112,068	△15,818	

支出の部

(単位：千円)

勘定科目			予算額	前年度 予算額	増減 △減	備考
大科目	中科目	小科目				
管理費			53,796千円	68,180千円	△14,384千円	
	給料手当		7,916	6,889	1,027	
	給料	4,932	4,932	4,326	606	職員給料
	諸手当	2,984	2,984	2,563	421	諸手当
	福利厚生費		980	696	284	
	社会保険料	890	890	636	254	職員社会保険料等
	厚生費	90	90	60	30	職員厚生費

勘定科目			予算額	前年度 予算額	増減 △減	備考
大科目	中科目	小科目				
	会議費		120千円	120千円	0千円	6回分
	旅費交通費		60	60	0	職員出張旅費
	通信運搬費		700	180	520	電話料、郵券代
	什器備品費		100	50	50	備品購入代
	消耗品費		451	280	171	消耗品代
	修繕費		1,500	1,000	500	諸修繕費
	印刷製本費		300	300	0	パンフレット等印刷代
	貸借料		4,151	2,086	2,065	土地等借上料
	火災保険料		372	372	0	会館及びセンター火災保険料
	租税公課		7,100	27,338	△20,238	固定資産税・都市計画税
	建物維持 管理委託費		29,686	28,449	1,237	
	清掃管理 委託費	9,612	9,612	8,748	864	メンテナンス及び ゴミ処理委託料
	設備保守 管理委託費	2,318	2,318	1,230	1,088	エレベーター・消防設備・電気 等保守管理委託料
	警備委託費	840	840	840	0	警備委託料
	光熱水費	16,404	16,404	17,119	△715	電気、ガス、水道料
	その他 委託費	512	512	512	0	有線テレビ共架料、 その他委託費
	雑費		360	360	0	
借入金 返済支出			33,745	35,415	△1,670	
	借入金 返済支出		11,000	11,000	0	
	支払利息		22,745	24,415	△1,670	借入金利息及び借入金保証料
積立預金支出			8,158	7,973	185	
	退職給与積立 預金支出		852	215	637	
	借入金返済 資金積立 預金支出		6,806	7,258	△452	
	修繕引当積立 預金支出		500	500	0	
予備費			551	500	51	
	予備費		551	500	51	
支出合計			96,250	112,068	△15,818	

(備考) 予算科目内の流用は認めるものとする。

役員名簿

役職	氏名	所属団体名	役職	氏名	所属団体名	役職	氏名	所属団体名
会長	斎藤 裕	(社)埼玉県建設業協会	理事	土屋 裕保	埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	評議員	松沢 正治	(社)日本塗装工業会埼玉県支部
副会長	安藤 晃	(社)埼玉建築士会	〃	西村 勝一	(社)日本砕石協会埼玉県支部	〃	有本 一男	埼玉県建設大工工事業協会
〃	川合 大	(社)埼玉県電業協会	〃	小林 勘市	埼玉県砂利協同組合連合会	〃	柴山 諄一	(社)埼玉建築士会
〃	小山 正夫	(社)埼玉県測量設計業協会	〃	石塚 清	(社)埼玉県浄化槽協会	〃	木村 広次	(社)埼玉県建築士事務所協会
〃	今西 定雄	(社)埼玉県宅地建物取引業協会	〃	沢田 広	埼玉県下水道施設維持管理協会	〃	高岡 敏夫	(社)埼玉建築設計監理協会
〃	島村 治作	(社)埼玉県建設業協会	〃	阿野昭三郎	埼玉県道路標識標示協会	〃	小山 慶作	(社)埼玉県測量設計業協会
理事	斎藤 英夫	(社)埼玉県建設業協会	〃	安藤 晃	(助)埼玉県建築住宅安全協会	〃	斎藤邦之助	(社)埼玉県宅地建物取引業協会
〃	積田 鉄治	(社)埼玉県電業協会	〃	大沢 金次	埼玉県内装仕上工事業協同組合	〃	三鬼豊太郎	建設業労働災害防止協会埼玉県支部
〃	鈴木 長吉	(社)埼玉県造園業協会	〃	伊田勘三郎	埼玉県総合建設業協同組合	〃	真下 奉規	埼玉県道路舗装協会
〃	中野 稔	東日本建設業保証(社)埼玉営業所	〃	清水 茂三	埼玉県建設業健康保険組合	〃	日下 銹二	埼玉県コンクリート製品協同組合
〃	大倉富士雄	(社)全国鉄構工業連合会埼玉県支部	〃	関根 仁平	埼玉県建設業厚生年金基金	〃	西村 昭彦	埼玉県コンクリート圧送事業協同組合
〃	藤波 貞治	埼玉県電気工事工業組合	〃	横田 充穂	(社)全国電話設備協会埼玉地方部	〃	加藤 英男	(社)日本砕石協会埼玉県支部
〃	小池 恭平	(社)埼玉県空調衛生設備協会	〃	松村 弘	埼玉県地質調査業協会	〃	天笠 包重	埼玉県砂利協同組合連合会
〃	内藤 明	(社)日本塗装工業会埼玉県支部	〃	田村 正三	学識経験者	〃	橋口 友吉	(社)埼玉県浄化槽協会
〃	牛草 真澄	埼玉県建設大工工事業協会	監事	関口 清	(社)埼玉県建設業協会	〃	矢沢 研二	埼玉県下水道施設維持管理協会
〃	小川 清	(社)埼玉建築士会	〃	山崎 一	(社)埼玉県造園業協会	〃	小松 靖	埼玉県道路標識標示協会
〃	岩堀徳太郎	(社)埼玉県建築士事務所協会	〃	宮沢源三郎	(社)埼玉建築士会	〃	今井 泰	(助)埼玉県建築住宅安全協会
〃	松江 広元	(社)埼玉建築設計監理協会	評議員	土井 義夫	(社)埼玉県建設業協会	〃	中村 嘉昭	埼玉県内装仕上工事業協同組合
〃	滝沢 豊	(社)埼玉県宅地建物取引業協会	〃	佐野 文策	(社)埼玉県電業協会	〃	金子 敏隆	埼玉県総合建設業協同組合
〃	山口 能治	建設業労働災害防止協会埼玉県支部	〃	長谷川博俊	(社)全国鉄構工業連合会埼玉県支部	〃	森田十五郎	(社)全国電話設備協会埼玉地方部
〃	松本喜八郎	埼玉県道路舗装協会	〃	末山 清	埼玉県電気工事工業組合	〃	日鼻 実	埼玉県地質調査業協会
〃	内海 勝正	埼玉県コンクリート製品協同組合	〃	今泉 康次	(社)埼玉県空調衛生設備協会			

埼玉の建築文化 の発展に寄与

社団法人 埼玉建築設計監理協会

生立ち

昭和18年に県内の建築設計と工事監督を業とする人々によって埼玉建築技術協会が設立されたのが設計業の団体の嚆矢と見られ、その後昭和22年に同じく設計関係者によって建築文化協会が結成されたが、昭和27年埼玉建築士会の誕生とともに解散一体化することとなった。

昭和38年頃、建築設計を専業とする建築家の組織化への声が出たが機熟さず実を結ばなかった。昭和41年に至り当時リーダー格にあった片淵勝利、大川光英、高岡元次(故人)の各氏ら有志相寄り設立への準備が進められ、同年8月埼玉建築設計監理協会を設立、事務所を浦和市高砂町の建設会館に開設して発足した。

発足当時からわが国経済は高度成長期に入り、産業経済の活発化とともに設計部門の需要も増大し各分野に業績を拡大する。設計監理協会は組織の充実とともに社会的地位の確立を目指して組織の法人化への気運が高まり、その認可へ向け急速に行動を展開、昭和45年10月社団法人認可を得るに至った。認可とともに同協会を発展的改組し、名称を社団法人埼玉建築設計監理協会と改称、



松江会長



高岡副会長



高橋副会長



国府田会計理事

初代会長に片淵勝利氏が就任、会員20名で発足した。

発足後の活動は会員の質の向上を目的に各種研修会をはじめ、現場の見学会等積極的に推進し専門団体としての地歩を固めた。

昭和54年3月埼玉県建設産業団体連合会が設立されるにおよび卒先加盟団体として参加、56年12月建産連会館の竣工を機に、同会館6階に事務所を移転した。昭和57年12月大川光英会長辞任のあとを受け松江広元氏が3代目会長に就任、現在に至っている。

なお、昭和55年10月当協会創立10周年記念式典を挙行、過去10年を省て想いを新たにしたいところである。

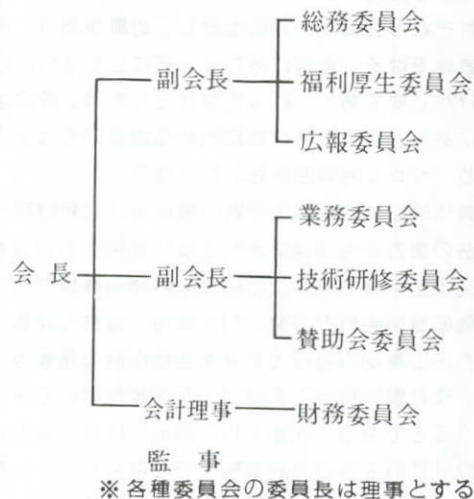
協会の執行体制及び運営の基本

当協会は、正会員のほか賛助会員制を設け、会費をもって運営されている。

役員は、会長、副会長(2名)、会計理事を含め理事12名及び監事2名をもって構成、このほか事業の実施機関として7委員会を設け、委員長は理事を当て、次のとおり各業務を分掌し、各分野で企画、実施面の活動を展開している。

●総務委員会——諸規定の制定、各規約改訂及び整備、総会、定例会、理事会の議事運営の協力、

運営組織表



資料及び議事録の作成。

- 財務委員会——事業の検討、会費の検訂、予算の検討、協会の会計一般。
 - 福利厚生——会員の健康保険及び定期検診の実施の研究、親睦旅行の実施等。
 - 広報委員会——会誌の発行、県市町村への広報活動、協会のPR。
 - 業務委員会——事業保険の研究、設監業法の研究、告示1206号のPR、契約約款等諸用紙の作成。
 - 技術研修委員会——意匠構造等の技術研修、材料施工の研究。
 - 賛助会委員会——賛助会員の親睦、研鑽。
- 運営上の問題と課題
会員は法人組織を持ち、県内各地域の指導者で

あると自認する一級建築士の集合である。入会に際しても2名以上の推薦者及び入会希望者の建築作品と社会的評価を得ていること条件もあり、それぞれの会員が一言居士として認識があり、理事者側ではその運営にあたり必要にして充分な心掛けが必要である。従って協会としては、その運営にあたり建築の各分野にわたる調査研究はもとより、サロンの雰囲気も必要となる。

具体的には、①都市問題の調査研究②新耐震設計法の調査研究③建築基準法及び関係法令の調査研究④工事費の概算法の研究⑤各種研修講習会の開催⑥賛助会員との懇談会⑦情報、資料の収集、領布⑧広報誌の発行とPR⑨建築作品の発表等々と、また親睦旅行で会員同志が胸襟を開いて語り合うことである。課題として最重点は埼玉県の建築設計は埼玉県の設計事務所でのキャンペーンをあげ、県及び市町村に訴えることである。

活動の基本並びに重点項目

活動の基本は、会員のすべてが協会の執行体制である7委員会に所属し、建築設計監理業務の進歩改善に寄与し、各会員の事業所の発展と埼玉県内の建築文化に公益法人としての社会的使命を果たすことである。

今日の建築設計と工事監理を専業とする業界に対して社会的環境は厳しく、建築設計事務所の健全な発展は本会の活動にかかっているとの認識で、会員一同気を引き締めて、社会における理解と信頼を得るための啓蒙普及に努めている。また本会の基盤を確立するためには会員の質の向上(芸術、技術の研鑽)に努め、組織の拡充強化に心がけ、併せて関係団体との強調を旨として協会発展に努力している。

埼玉県造園業協会 生いたちと現況

社団法人 埼玉県造園業協会

設立の趣意と現況

わが国、経済の高度成長により都市化、工業化が急速に進み、国土の近代化、高密度社会が形成される中で国民の生活水準、国民所得は著しく向上したが、この反面大都市地域への極端な産業と人口の集中現象をもたらし、無秩序な開発、急速な都市化により自然環境が失われ、都市内緑地は消失し、各種公害の発生も伴って、われわれをとりまく生活環境は著しく悪化した。

都市に美観を添え、潤いと安らぎを与える都市の緑は、都市住民の健康の増進、休養、保健衛生上、又一朝有事の際の避難所として過密化した現代都市生活に欠くことができないものであり、緑の確保、都市の緑化は県民の願望となっている。

さいわい県では、「緑と清流、豊かな県土」の建設を県政の基本方針とされ、その強力な推進を進めている、われわれ緑の造成を天職とする者も県の施策に副い、県民の要望にいささかなりとも応えるべく県内造園業者が相寄り、一致協力して造園技術の発展向上を図り、都市緑化の推進のため任意団体の埼玉県造園業協会を設立したのは、昭和52年1月22日でありました。

造園業協会の設立は、緑の造成を図る県内唯

一の団体として注目を浴び、その存立発展の成否は埼玉県造園業界の盛衰を左右するもので、その使命は重大であり、協会に対する期待もまた大きい。

このような使命に鑑み、当協会は設立以来講習会、研修会の開催により造園技術の向上及び都市緑化の推進に努めてきたが法人格のない任意団体であるため事業活動にも限界があり、これを社団法人組織による法人化し公益法人として公園緑化行政に対する協力、緑化技術の調査研究、調査研究成果の関係機関への具申、都市緑化の推進及び緑化意識の高揚を図り、緑り豊かな郷土の建設に努め更に又、造園業に関する諸問題の調査研究、関係団体との連絡協調、緑化樹木の安定供給体制の整備、経営の合理化、近代化を推進し、地域社会へ貢献すると共に造園業界の社会的地位の向上をめざし、昭和53年1月5日社団法人設立の認可を得た。

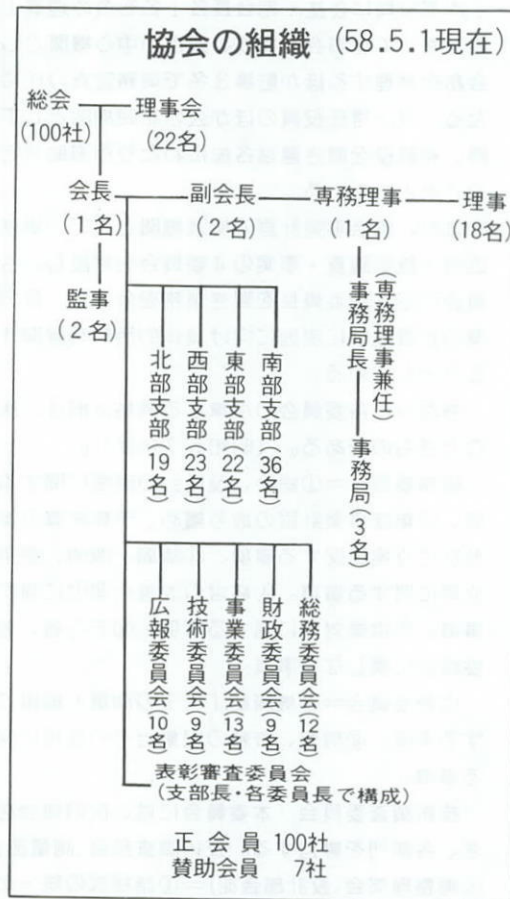
以来5年を経過し、この間関係官公庁の力づよいご支援とご指導、造園業界の協力により現在では会員も100社を数え、一昨年は事務所を埼玉建産連会館へ移し、埼玉県の造園業協会としての基礎を固めた。

しかし現下の我が国の経済は外圧的な要因や、内需の低迷により、きわめて流動的な様相を呈しており造園業界も受注が延び悩み苦境に立っている。

造園業協会は、会員の企業努力により受注の拡大、更に経営の合理化と技術向上をはかりこの難局を乗り切るための対策を進めている。

以下本協会の組織と事業を紹介して関係機関と関係団体のご理解をいただきご支援とご協力をお

願いたい。



協会の事業

事業の概要

国の行政改革の推進と財政再建計画により公共事業は横ばいで、経済環境は極めて厳しい情勢下にある。

このような厳しい経済情勢に対処して、造園業界の連帯意識と団結をさらに強化し、都市緑化の推進、造園工事の一括発注、実務単価の採用等を要請し、造園業の振興に努めるとともに、造園業に携わる者の資質の向上、経営の改善等に資する事業を行なう。

事業計画

1、緑化普及事業

- (1) 都市緑化及び自然保護思想の普及、啓蒙宣伝に努め、春秋の県民植樹週間中の行事の一環として緑化事業を行なう。
- (2) 造園材料標準価格表を作成し関係方面に配付し、実勢価格の採用を要請するとともに、緑の相談に応じ、その技術的指導を行う。

2、造園事業の拡大、造園工事の一括発注

都市緑化を推進し、造園事業の拡大と造園工事の一括発注及び造園工事は造園専門業者に発注するよう関係方面に要請し、その推進を図る。

3、造園業者の資質の向上に資する事業

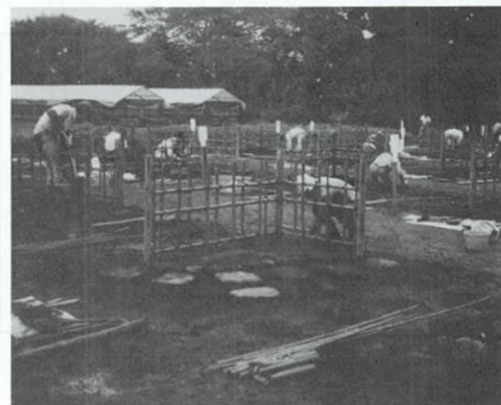
- (1) 造園技術及び知識の向上に資するため、講習会、研修会を開催する。
- (2) 見聞を広め造園業の発展に資するため、造園資材生産地等の見学を行う。

4、情報の収集及び調査研究

緑化施策、造園技術及び造園資材に関する情報、資料の収集並びに調査研究を行う。

5、国家試験受験に対する協力

造園技能検定試験及び造園工事技術者試験等の受験に備え、講習会の開催、申請書の配付、参考図書の販売等を行う。



57年度造園技能検定講習風景

6、機関紙の発行

協会活動の広報、造園に関する情報取得及び知識の向上に資するため、機関紙「協会だより」を発行し、会員及び関係行政機関、関係団体に配付する。

7、厚生に関する事業

会員・職員の健康の増進と親睦を図るため、ソフトボール大会等を行う。

8、表彰

勤労意欲の増進と志気の高揚を図るため表彰を行う。

9、関係団体との連携強化

本協会の目的と事業を達成するため、関係団体との連携を緊密にする。

協調と連帯で 社会的使命を遂行

社団法人 埼玉県測量設計業協会

沿革

昭和36年6月、測量業の登録が法制化され未登録業者は公共測量を請負うことができないこととなった。これまで業としての存在が不明確であったものが法制化によってひとかどの業者として身分が定まり社会的地位の確立への第一歩を踏み出したのである。この業者登録が法制化されたことを契機に同年8月これまで任意団体の日本測量連盟、全国測量業協会は発展的改組、新たに社団法人全国測量業協会として発足、当時全国に8支部が設けられ本県業界はその傘下にあった。

時あたかもわが国経済は高度成長期に入り道路、港湾等輸送施設をはじめ産業基盤整備は全国的規模で活発化するにおよび、測量業界も時代の脚光を浴び活躍の舞台を広めた。

本県においては昭和42年に全県下を舞台に第22回国民体育大会（埼玉国体）の開催を頂点に公共施設は整備された。次いで急速化した都市化の伸展とともに需要は飛躍的に増大、県内測量業界もこの時流に乗りようやく県内測量業界の組織化の声が起ったことを受け有志相計り団体結成の諸準備が進められ、昭和45年11月待望の「埼

玉県測量業協会」を設立、三上儀平氏が初代会長に就任、会員10名にて発足した。これが本協会の創立である。

発足当時は組織基盤はいたって未熟で、活動は親睦の域をはず専ら会員間の情報交換が主であった。昭和47年現会長小山正夫氏が2代会長に就任のあと協会事務局を浦和市岸町の酒販ビルに開設し、専任事務局長を置くにおよび協会活動はようやく緒につき、同年市長会、町村会の協力により第1回の測量技術講習会を開催し、組織的活動の口火を切った。その後、協会活動は技術研修を中心に軌道に乗り開催度を加え、会員の質の向上に大いに貢献したものであった。

昭和48年社会的基盤確立のため公益法人への改組を目指し諸般準備が進められ、翌49年12月27日認可を得、社団法人埼玉県測量業協会として再発足、会員も49社を数えるに至った。

昭和55年2月、関与する業務分野の拡大に伴い団体名を「埼玉県測量設計業協会」と改称。さらに同年11月11日浦和市平安閣において中央官庁を含め県内外関係多数を迎え創立10周年記念式典を挙行し、将来を期して発展を誓い合った。なおこのことを前に昭和54年埼玉県建設産業団体連合会の結成に参加、他団体とともにその設立に寄与、さらに昭和56年12月建産連会館の竣工を機に同会館内に事務局を移転、名実共に本県測量設計業界の中核団体としての地歩を確立した。

執行体制及び運営

本部事務局（局長ほか補助職員1名）を設け業務全般の処理にあたるほか、県下4地区に地区協議会に設け会の運営並びに活動を補完する体制を

とっている。

本部役員は会長・副会長各1名を含め理事10名をもって理事会を構成、運営の中心機関として会務を掌理するほか監事3名で業務監査の任にあたる。以上常任役員のほか会の諮問機関として顧問、相談役を置き運営各般にわたり指導助言を仰ぐこととしている。

また、協会事業計画の実践機関として、総務、広報・技術調査・事業の4委員会を常設し、各委員会に正、副委員長を置き業務を分掌し、分担事業の企画並びに実施に向け具体的活動を展開することとしている。

ちなみに各委員会の所掌する業務分担は、次のごときものである。（昭和57年度）。

総務委員会＝①総会、役員会の運営に関する事項、②年度事業計画の取り纏め、予算決算の検討並びに立案に関する事項、③請願、陳情、要望等立案に関する事項、④経営の改善合理化に関する事項、⑤営業対策に関する事項、⑥その他、他の委員会に属しない事項。

広報委員会＝①機関誌「埼玉の測量」編集に関する事項、②情報、資料の収集とその活用に関する事項。

技術調査委員会（本委員会には、次の部会を置き、各部門を専担する。技術調査部会、測量部会、区画整理部会、設計部会徒）＝①諸様式の統一化の推進。②市町村道路台帳要領の策定。③各部会活動の推進。④調査活動の積極推進。⑤その他の研究活動。

事業委員会＝①県関係部局との懇談会の計画実施に関する事項。②研修会、講習会の企画並びに実施に関する事項。③レクリエーション等事業に

関する企画立案。④事業の策定に関する事項。⑤その他。

地区協議会は、中部（浦和市以北の北足立郡、市）、西部（川越市、東松山市を中心とする入間、比企郡、市）、南部（蕨市以南の北足立郡、市及び三郷市を中心とする北葛飾郡の南部）、北部（熊谷市を中心とする大里郡、市のほか児玉、秩父の各部、市及び北葛飾郡北部と南、北埼玉郡、市）を地域割とする4地区協議会を設置、地区ごとに議長を置き運営され、随時協議会を開催して問題の処理にあたるほか、必要に応じ議長会を開いて関係問題の処理にあたると同時に各会議の経過を本部事務局に送付することになっている。この地区協議会は単なる会の末端組織にとどまらず、理事会議決事項等の本部事項の周知徹底を図るという性格のほか、各会員提起の問題を役員会上申反映させるという下意上達の両面を担ういわばパイプ的役割をもつものであって本協会体系の特長として注目される組織体制である。

なお、昭和57年度における地区協議会で意見として役員会上申したもの、また、協会活動の中で強く求められかつ実現を見た主な事項で、次のものがあつた。役員会上申したものは①年度事業計画に対する意見、②新入会員の審査に関する事項。

協会活動として推進されたものは①指名願の隔年制について、県内市町村に実施方を陳情する件、②早期発注の見直しについての情報収集の件、③測量技術者研修会（第8回）開催に際し、県土木部、住宅都市部の後援を願う件。同研修会のテーマ、講師、研修のあり方等事業委員会で立案する件一等。



経緯度標（埼玉県公共測量基準点）

協会活動の基本並びに重点項目

設立の本旨に則りその理念として一會員相互の連帯と協調の上に、測量業に課せられた社会的使命を遂行するとともに、技術の研鑽に努め、社会的地位の向上を図り相携えて共存共栄の実を挙げる一とし、更に、重点施策として

- 1、測量業の経営基盤の確立。
- 2、積算基準の適正維持。
- 3、測量業に関する諸制度の見直しと業界地位の向上
- 4、公共の公益的課題に対する責任の具現
- 5、県内業者の育成要望と企業努力による技術革新の推進。

以上5項目を掲げ協会活動の基本として据えている。

また、本協会は、社会公共に対する責務を自覚し、その信頼に応えるため会員に係る業務上の事故については、この協会で責任をもって善処する

ことを公約しているのである。

測量業の健全な発展と社会的地位の向上はこの協会が組織活動を通じて行う事業の一貫した目標だとしている。このことについては上部団体である全測連と軌を一にするものであり、特に次の事柄を挙げている。

1、測量に関する諸制度の見直し

現行測量業法を含む諸制度は、既に制定当時とは情勢も大きく変わり、一様に改廃が要望されている。就中、測量士資格制度の見直し促進は急務とされており。また、業務機能を向上するため管理技術者の制定も時代的要請として実現が望まれている。

2、経営基盤の確立

企業として経営基盤の確立は当然の要望であり、そのため①新規登録制の見直しを図り、群小乱立の規制②積算基準の改善③発注方式の改善と独禁法適用除外④公共測量規程の改善などが当面するものとして挙げられた。そして上記いずれも全測連を中核に全国的運動を展開しその実現を期すとしている。

また、一昨年来社会問題化している業界批判に関しては、会員のモラルの高揚をもって対処する一方、受注に係る過当競争の排除もその一環として推進すべきものとしている。

なお、この協会は、得た利益の一部を社会還元に向け、身障者就業育成施設への助成を実施してきた。また、創立10周年記念事業の一環として一昨年県庁構内に「埼玉県公共測量基準点（経緯度標）」を設置し、県へ奇贈したことは画期的業績で、特に記しとどめおくこととした。（文責・W）

望まれる県内業界 の一体化

埼玉県内装仕上工事業協同組合



大沢理事長

生立ち

当協同組合は今から約10年前有志相図り埼玉県内装同業会を結成、主として同業者間の親睦と情報交換を目的とした任意の団体として発足したのがいわば当協同組合の前身で当時松坂屋建材の稲村武雄専務が会のリーダーとして運営してきたが、時代の推移に従い昭和52年12月9日中小企業団体法に基づく協同組合として発展的改組、事務所を県中央部にということで大宮市所在の大信建材(株)内に置き同社社長上原泰次氏が初代理事長に就任、20名の組合員にて発足しました。

昭和57年5月、事情あって上原理事長は任期途中にて辞任されたため急遽私が跡を受け理事長の職を継ぐこととなりましたが、組合事務所は旧来のままとし、日常の業務は熊谷市広瀬165番

地松坂屋建材(株)内において執り行っております。現在会員は22社、賛助会員12社計34社であります。

組合活動及び運営の基本

現在当組合の施工能力は組合員22社のもと職300余名の技能者を擁し、県内仕事量の約70%を施工しているものと推定しております。また組合活動の基本姿勢は、私共の主たる得意先である元請建設業及び関連団体による埼玉県建設産業団体連合会に加盟を許されたことを踏まえ、広く県内外の建設産業界の動静ないしは情報を収集することにより、会員の日常活動に役立てるとともに、設立の本旨に則り同業者間の過当競争の防止と業界秩序の維持を図り、企業の円満なる発展に資することでありませう。

なお、当組合定款に定めた事業目的は、次のとおりであります。

- 1、組合員の相互扶助。
- 2、専門工事業である内装仕上げ工事の共同受注。
- 3、経営及び技術の改善向上、技能士の養成に関する各種事業の実施。
- 4、組合員の福利更生、安全衛生に関する事業
- 5、相互情報交換並びに親睦。

以上の各項が組合活動の中核的目標となっておりますが、これを実践するためには全組合員が認識を深め、相携えて健全な組合の育成にあたってこそ社会的に組合の存在が認められる結果ともなり、目的の一つである共同受注への途を拓くことが理事長に課せられた責務と考えております。全組合員相携えて研鑽これ努めますので関係官庁をはじめ関連団体、そして元請各社におかれては今

後も適切なお指導とご協力のほどを切にお願い申し上げます。

課題

さて、以上申し述べたものの省みまして当組合の現状は必ずしも良好とはいえず種々の課題を抱えております。その第一は、最近仕事量の減少から企業採算の悪化が懸念されその対策が急務となっております。打ち続く公共事業の減少、民間設備投資の低迷によって仕事量は大幅に減少したことから受注競争は避けられずその対策が当面の課題。次は、県内同業の統一的組織化であります。一口に内装工事と申しまして一般内装からインテリヤの部門まで幅広く、需要に応じ業種の分化は時代的要求として止むを得ないとも考えられますが、他面現場においては総合的施工管理体制、つまり責任施工が強く要求されつつある今日、施工分野の細分化、業者の分業化はいたずらに企業の零細化を招くばかりでなく、経費の加重と相俟って全工程を通じ必ずしもよい成果を期し難いものと思われませう。

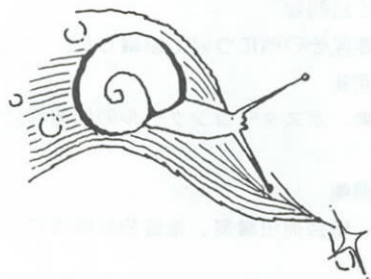
現にこの業界は、仕事の性格によって分化され、天井、床、壁仕上げ、インテリヤ等数種類に分かれそれぞれ分業化しており、そのうえ各分野で組合を結成、さらに全国組織へとつながっております。しかもそれらの組織にはメーカー指導型または中央派閥指導型といった具合に系列化され、同一市場内で相争うというまさに同業相食むという真に忌しい状況を呈しており正常な商秩序にはほど遠いものであることは否めぬ事実であります。

当協同組合としては、こうした無秩序的な事態の改善を図るため同種業者の組合参加を促しておりますが、残念ながらその多くが目前の利害のみ

を追求し、真の協同組合理念に理解を示さずかたくなに現状に固執しているのが現実の姿でありませぬ。

この業界が建設関連の専門工事業の一員として社会的地位の確立を図るには、まず室内工事業界が打って一丸となり「室内仕上工事業団体」として一体化し、そのうえで経営の合理化、近代化を図ることが必要であり、とりもなおさずこの業界を発展に導く最善の策であると考えられます。それがためには当組合といたしましては少なくとも2～3名の専門事務職員を置き積極的な業界活動を展開し得ることを念願としております。

最後に、当協同組合員は、あらゆる内装工事の施工能力を持ち、お得意先の信頼と期待に応えております。どうか関係団体の皆様、関係元請各社におかれては、当協同組合の育成に格別のご理解とご支援を賜りますことをお願い申し上げます。（本稿は埼玉県内装仕上工事業協同組合理事長、大沢金次氏による）



会員 人事往来

- ①所属団体名 ②役職名 ③氏名年令
④住所 ⑤受しょう区分 ⑥受しょう年月日
⑦功績



- ①社団法人埼玉県建設業協会
②理事 ③松江果(60才)
④大宮市指扇2568—3
⑤黄綬褒章受章 ⑥昭和58年
4月29日 ⑦社団法人日本建

設業経営協会理事として、多年にわたり建設業の振興に尽力され、業界発展のため多大の貢献をされた。



- ①社団法人埼玉建築士会
②副会長 ③小川 清(62才)
④川越市末広町3—1—3
⑤黄綬褒章受章 ⑥昭和58年
4月29日 ⑦多年にわたり建

設業の振興に尽力され、関係団体の役員として業界発展のため多大の貢献をされた。



白岡町立大山小学校6年
佐々木義和君の作品



越谷市立蒲生小学校6年
村田久行君の作品

理事会・委員会便り

昭和57年度第4回理事会 昭和58年3月22日開催

議事事項

1. 新入会団体の承認について
埼玉県地質調査業協会の入会について審議した結果全員の了承を得た。
2. 58新年賀詞交換会の結果について
賀詞交換会の収支について全員の承認を得るとともに残金を一般会計へ繰入れることについて全員の了承を得た。
3. 建産連ニュース寄稿者に対する謝礼について
建産連ニュースに掲載された記事の寄稿者に対しては謝礼を行うこととし、現金で支払い（税金1割を控除）することで全員の了承を得た。
4. 県内業者育成の陳情について
県内業者の育成について、知事から、関東地方建設局長をはじめ県内出先機関の長、関係公団総裁に要望された旨を報告し全員の了承を得た。
5. 昭和58年度総会開催について
日程については、知事の都合に合わせて6月初旬に開催することとした。
なお、会費負担額、総会当日の来賓招待者については、総務委員会に一任することとした。
6. 建設工事の入札制度の合理化対策等について
中央建設業審議会の建議について説明し全員の了承を得た。

昭和58年度第1回理事会 昭和58年5月9日開催

議事事項

1. 昭和58年度通常総会次第について
本年度の通常総会を6月2日午後1時より、埼玉建産連会館センター2階第1会議室において開催することとし、当日の日程を決定した。
 2. 総会付議事項について
昭和57年度事業報告、昭和57年度一般会計収支決算、昭和57年度建産連会館及びセンター管理運営特別会計収支決算、昭和58年度事業計画、昭和58年度一般会計収支予算、昭和58年度建産連会館及びセンター管理運営特別会計収支予算案について審議した結果、原案どおり全員異議なく承認又は決定した。
なお、役員補欠選任については各団体において役員改選の結果、建産連役員の変更をきたす場合は、直ちに建産連事務局へ通知することに決定した。
 3. 来賓招待者について
総務委員会で協議した結果を報告し、全員異議なく了承した。
 4. 建産連の運営について
県内業者の育成、指導等について埼玉県土木部幹部（土木部次長建設管理監、建設管理課長、土木総務課長）と意見交換を行った。
- 管理運営委員会 昭和58年3月22日開催
管理運営の状況、駐車場の確保その他について協議した。
- 広報委員会 昭和58年4月19日開催
建産連ニュース第17号の編集、ポスターコンクールの開催等について協議した。
- 総務委員会 昭和58年4月25日開催
昭和58年度通常総会の開催、総会提出議案、来賓招待者等について協議した。

会員 だより

(順不同)

昭和58年度の造園 技能検定実技試験

社団法人 埼玉県造園業協会

本年度も造園技能検定受験申請は、例年どおり4月15日から同26日まで受付られ申請者は、1級67名、2級87名合計154名で昨年度より19名少なかった。

なお、学科について参考までに記すると1級47名、2級92名、合計139名で昨年度より27名少ない。

毎年少しづつ減少している。これは、従来から造園に従事している者が大方資格を取得して来たからではないだろうか。

本年度の実技試験は、6月14～15日の実技試験打合せ会で決定されるが本年度も例年どおり7月下旬頃実施される。

当協会では、試験に備え実技試験会場をお借りして実技講習会を開催する計画を進めておりますので是非ご参加下さい。なお、試験、講習日程等決定次第ご通知いたします。

電話照会0488-64-6921へ。

広範囲にわたる 前金払制度の普及

東日本建設業保証(株)埼玉営業所

現在、当社が前払金保証の対象としている工事には、次のようなものがあります。

工事を受注された皆様には、前金払制度の積極的な活用により、経営の合理化、近代化に役立てて下さい。

①国や国の関係機関は全部含まれます。建設省、農林水産省、文部省等のほか三公社（国鉄、専売、電々）はもちろんのこと日本道路公団、住宅・都市整備公団、日本下水道事業団等の公団、事業団の発注工事。

②県、市町村の地方公共団体のほか、その傘下の各種団体たとえば住宅供給公社、開発公社、道路公社等の発注工事。

③このほか建設大臣の指定工事も対象になります。

イ、その主なものは、電源開発、電気事業の設備拡充、鉄道、電信電話工事等や重要民間産業で、製鉄、石油鉱業、ガス、放送事業等です。

ロ、そのほかに公共的色彩の強い発注者の工事も指定されています。たとえば、各種共済組合、健康保険組合、土地改良区、区画整理組合、森林、農業、漁業の各協同組合等です。

なお、これら工事に関する設計、調査、測量も対象になります。

会長挨拶

埼玉県地質調査業協会

会長 松村 弘



「地方の時代」を迎えた今日、私たちは地域の個性を生かし、活力を高め、埼玉県の調和ある発展を県民の一人として図らねばなりません。地質調査業の役割も年々評価され、また、重要性も認識されてきました。

当協会もお陰様で満1年をむかえ、発注者の皆様方には「地場産業の振興」と暖い御支援をいただき、尚かつ厳しくも愛情ある御指導を賜り会員一同感謝しております。

未熟な我々でございますが、建設コンサルタント登録、地質調査業登録の登録要件の趣旨にしたがい、信用と技術の向上を図るため、強固なる信念、日々烈々たる情熱をもって諸問題に取り組み、当面する難局に対処し、明日の県土の発展を支える各種プロジェクトに積極的に参加させていただきたい所存です。

埼玉県を支え、明日の埼玉を考える、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に当協会も入会が認められ、連合会のおちからを御借りし、微力ながらも皆様の御期待にお応えする所存です。

昭和58年度1・2級 建築士試験実施について

社団法人 埼玉建築士会

昭和58年度一・二級建築士試験実施の日程
等が、次のように定められました。

☆二級建築士試験

7月24日(日) 学科の試験

試験会場～国際商科大学(川越市)

芝浦工業大学(大宮市)

9月6日(火) 学科合格発表

9月16日(日) 設計製図の試験

試験会場～芝浦工業大学(大宮市)

11月18日(金) 最終合格発表

☆一級建築士試験

8月7日(日) 学科の試験

試験会場～国際商科大学(川越市)

芝浦工業大学(大宮市)

9月22日(木) 学科合格発表

10月9日(日) 設計製図の試験

試験会場～中央工学校(東京都)

12月16日(金) 最終合格発表

「技能士(型枠施工)」の 活用で優先下命を

埼玉県建設大工工事業協会

57年度後期技能検定の結果、当協会に係る「型枠施工」の部門で新たに1級技能士として53名が認定されました。技能士は職業訓練法に基づく一定の基準による国家検定の合格者で、1級合格者には労働大臣名(2級は県知事名)の合格証書と技能士章が交付されます。現在わが国の受験対象職種は型枠施工、造園、石工、板金、左官、塗装、大工、鉄筋、配管等の施工部門のほか建築、機械、電気等の製図部門など121職種があって毎年度前期、後期に分け実施されており、これまで技能士となった人は100万人を超え各職域分野で活躍し、社会的にも高く評価されております。

当協会では近年型枠工事に対する施工精度の強い要求に応え技能者の養成に努めております。元請会社特に建築関連におかれては、優秀な技能をもつ技能士の活用の場を提供下さる意味から、当協会員優先下命をお願いしたいものであります。

無届け・無管理 浄化槽をなくしましょう

社団法人 埼玉県浄化槽協会

浄化槽協会では、し尿浄化槽の無届けをなくし設置後の管理(保守点検、清掃)等の徹底をはかるため、県の委託による浄化槽点検パトロールを5年間実施してきました。

調査の結果まだ無届け浄化槽、無管理浄化槽が後を絶たず、管理をしても管理カードの記録保存がされていない家庭が目立ちます。

当協会では、建築確認の際に添付する「し尿浄化槽に関する調書」に協会保証をつけて頒布、また浄化槽管理カードについても保守点検カード(赤色)、清掃カード(青色)を頒布しています。(調書は会員メーカー、管理カードは会員の方のみ頒布。)

会員の皆さんも浄化槽を設置する場合には必ず届けを出していただき、使用者には浄化槽維持管理契約を結び常に正常な状態を保つよう御指導のほどをお願いいたします。



陳情書の提出について

社団法人 埼玉県測量設計業協会

県内測量業者、特に協会会員の育成について特段の御配慮を賜りたい旨の陳情を県当局に対して行った。

1、日 時 昭和58年2月25日(金)10時～

2、陳情事項

- (1) 事業量の増大について。
- (2) 早期発注について。
- (3) 協会会員の優先指名について。
- (4) 積算の適正化について。

県関係部局との懇談会について。

協会は前記陳情事項に関して県の対応策及び新年度の事業概要、予算規模等についての懇談会を次のとおり行った。

1、日 時 昭和58年4月21日(木)14時～17時。

2、場 所 建産連会館センター第2会議室。

3、出席者

- (1) 県側 広田土木部長 木村住宅都市部長 樋口農林部技監
株木公営企業管理者。以上4名。
- (2) 協会側 顧問高橋県議 小山会長 小山相談役 大橋総務委員長 岡田理事 遠藤理事 笠原理事 柿沼理事 石川監事 事務局長 以上10名。

4 議 題

4項目にわたる陳情事項について県の対応策について県は次のとおり発言された。

(1) 事業量の増大について

事業量の増大については、低成長期の厳しい財政事情下の中で困難視されており59年度は58年度より更に厳しい情勢下におかれることが想定される。

(2) 早期発注について

早期発注については、工事を含めて全庁的に公共事業の前倒しを前提に検討中で近くその全容が明らかになる。4～5月期は発注量が少ないといわれるがこれまでの資料によると発注率は件数で第1・四半期に30%、第2・四半期35%、第3・四半期20%、第4・四半期に残りの15%となっている。この第4・四半期発注分が翌年度早期発注との絡みを生ずるのである。早期発注要望に対しては、年度全体の計画の出た時点で善処いたしたい。

(3) 協会会員の優先指名について。

事業の規模、内容に見合った業者を指名する建前となっている。会員優先指名の要望は聞き及んでいるが、基本的には県内業者優先指名を貫くことになっておるが十分考慮して参りたい。

(4) 積算の適正化について

積算の適正化については、単価をはじめ歩掛等、共に本県が独自に決めるものでなく、建設省、或いは隣接県との関連もあり常に適正化を図っているが、趣旨理解のうえ努めて要望に応じて参りたい。

以上各々要望事項に対し理解ある前向きの見解が示された。

続いて、昭和58年度事業概要及び予算規模等について各部局長より詳細に説明され、質疑が行われた後、小山会長は更に次の点について強く要望した。

当協会会員にあっては過去の経験を活して、県発注の仕事に関しては100%消化する能力を有しているから今後とも努めて当協会会員に受注機会を与えられたい。

本県における発注の推移を見ると、なお相当量が県外業者に委ねられている。県内をシェアとする私共は出来るだけ多く県の仕事を受けないと経営が成立しない立場にあるので、この点県側のご理解を戴き何分のご配慮をお願いいたしたい。

新入会員の紹介

昭和58年4月1日付入会者は次のとおり。

㈱中央用地コンサルタント。浦和市仲町	
平和測量㈱	狭山市入間川
三共測量㈱	大里郡川本町
㈱ヤマト測建	桶川市鴨川
㈱埼玉セントラル測量	坂戸市緑町
	以上



経営者意識のアンケート 調査の結果について（その2）

社団法人 埼玉県建設業協会

前号に引き続き、昨年県内業者会員を対象に実施したこのアンケート調査、結果の内容を紹介すると下記のとおりである。

記

1 昭和58年度の職員の新規採用見通しについて。

イ	平年どおり採用する。	43.2 %
ロ	全然採用しない。	26.5 %
ハ	減員して採用する。	20.4 %
ニ	増員して採用する。	8.0 %
ホ	無回答	1.9 %

2 上記1による新規採用の場合の初任給（見込）について。

区分	事務系	技術系	摘要
大学卒	(58社) 円 平均 124,802	(93社) 円 平均 133,739	
高校卒	(63社) 平均 104,179	(98社) 平均 113,887	

3 従業員の定年制について。

a	実施していない。	52.5 %
b	実施している。	43.8 %
c	無回答	3.7 %

4 休日等の取扱いについて。

a	休日2日制	
イ	実施している。	4.3 %
ロ	変則実施している。	11.1 %
ハ	実施していない。	76.5 %
ニ	無回答	8.1 %
b	現場全休制	
イ	実施している。	58.6 %
ロ	実施していない。	30.9 %
ハ	無回答	10.5 %
c	夏季特別休暇	
イ	一斉実施	64.8 %
ロ	個別実施	23.5 %
ハ	実施していない	8.6 %
ニ	無回答	3.1 %

新装の埼玉県管工事 会館に移転

社団法人 埼玉県空調衛生設備協会

当協会は、このほど竣工の埼玉県管工事会館に事務所を移転、5月17日から執務いたしております。

同会館は埼玉県管工事工業協同組合（今泉康次理事長・組合員104社）が中核となって57年10月事業費（敷地を除く）1億8千余万円をもって着工、今年4月末竣工しました。建物の規模はRC造3階建、延べ944、64㎡うち倉庫部分が89・43㎡で、1階は管工事工業協同組合及び埼玉県管工事工業連合会の事務所、2階は当協会事務局のほか会議室、3階は大会議室となっております。なお、所在は、与野市下落合38、電話（0488）55-4111（代）であります。



埼玉県管工事会館全景



会長執務室及び役員会議室

定期報告制度について(7)

財団法人 埼玉県建築住宅安全協会

定期報告対象として、今回は「昇降機等」について、述べさせていただきます。

「昇降機等」は、大別して昇降機と工作物の二つに分けられます。

(1) 昇降機

① エレベーター

但し、労働基準法に基づくクレーン等安全規則との関係で、同法第8条第1号から第5号に掲げる事業場の荷物用エレベーターは除かれます。

② エスカレーター

③ 電動ダムウェーター

(2) 工作物

① 観光のための乗用エレベーター、又はエスカレーター

② コースター、ウォーターシュートその他これらに類する高架の遊戯施設

③ メリーゴーランド、観覧車、オクトパス飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの。

定時総会開催

埼玉地方部創立20周年を迎える

社団法人 全国電話設備協会埼玉地方部

(注)全国電話設備協会埼玉地方部は、さる4月15日午後4時より、水上・ホテル 聚楽において、定時総会を開催しました。57年度事業及び収支決算報告を行い、58年度事業計画及び収支予算案等をはかり、全会一致でこれらを決定、総会を無事終了しました。

また、埼玉地方部は創立20周年を迎えることになりました。これも各位の日頃の御厚情の賜物と深く感謝申し上げます。これを機会に協会活動をより充実し、総合電気通信時代に対処し、健全な自営業界の発展を図る所存でございますので、皆々様の暖かい御指導と御理解を心からお願い申し上げます。

昭和58年度各種講習会実施予定

埼玉県電気工事工業組合

- 1、電気工事士学科受験講習
6月4日(土)～6月19日(日) 6日間
- 2、高圧電気工事技術者受験講習
7月～9月 土・日曜16日間
- 3、電気工事士実技受験講習
8月～9月 4日間(1回各2日)
- 4、高圧ケーブル工事技能認定講習(新規)
59年2月 6日間(1ヶ班各2日)

共同保守管理業務の実施

東京通商産業局から58年2月21日付で保守管理業務の受託法人承認される。続いて3月28日付で保守管理業務規定が承認され、58年度より共同保守管理業務に着手、屋内配線などの電気設備の点検業務を実施する。



建設省公開の土木工事標準歩掛・関連通達等網羅

建設省土木工事積算基準

建設大臣官房技術調査室 監修

土木工事積算研究会 編

土木工事標準歩掛工種主要目次

- | | | |
|--------|--------|---------|
| 1 一般共通 | 5 舗装工 | 9 河川海岸 |
| 2 共通工 | 6 基礎工 | 10 トンネル |
| 3 仮設工 | 7 橋梁架設 | 11 砂防 |
| 4 土工 | 8 道路 | |

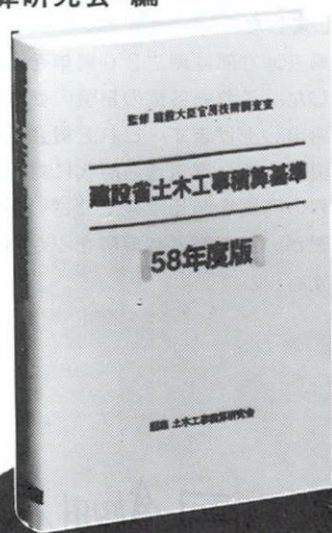
発行

(財)建設物価調査会
建設行政出版センター

●申し込み先

(財)建設物価調査会

〒103 東京都中央区日本橋小伝馬町13番4号共同ビル
電話 (03) 663-2411(代)

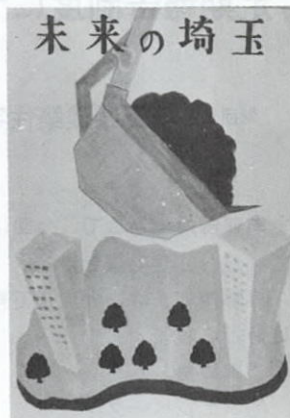


定価4,800円

(送料共)
B5判
約700頁

58年度版
好評発売中

所沢市立中央中学校2年 南口美穂さんの作品



熊谷市立富士見中学校2年 大久保 洋君の作品



- 3月17日 全国建設産業団体連絡協議会12県会長会議。

東京農林年金会館において規約の一部改正、評議員の選出、建設省提出案件、昭和58年度通常総会開催について協議。

- 3月22日 管理運営委員会

建産連会館及びセンターの管理運営状況、駐車場の確保、昭和57年度収支決算見込等について協議。

理事会

新入会団体の承認、昭和58新年賀詞交換会の結果、建産連ニュース寄稿者に対する謝礼、昭和58年度総会の開催、建設工事の入札制度の合理化対策等について協議。

- 3月25日 建産連ニュース第16号を発刊配布。

- 4月19日 広報委員会

建産連ニュース第17号の編纂、ポスターコンクールの開催等について協議。

正副会長会議

全国建設産業団体連絡協議会の評議員選出、昭和58年度通常総会の開催、役員補欠選任、来賓招待者その他駐車場確保等について協議

県土木部との連絡会議

建産連の運営、その他について埼玉県土木部長外土木部幹部と建産連正副会長が協議。

- 4月25日 総務委員会

昭和58年度通常総会の開催、通常総会提出議案等について協議。

- 5月7日 監査

昭和57年度事業ならびに収支決算について監事による監査を執行。

- 5月9日 理事会

昭和58年度通常総会日程、総会提出議案、役員補欠選任、来賓招待者、その他建産連の運営等について審議。

- 5月12日 (株)埼玉建築士会通常総会に斉藤会長出席。

- 5月13日 (株)埼玉建築設計監理協会通常総会に田村専務、荒井事務局長出席。

- 5月18日 建設業労働災害防止協会埼玉県支部通常総会に斉藤会長出席。

- 5月19日 (株)埼玉県宅地建物取引業協会通常総会ならびに(株)埼玉県建築士事務所協会通常総会に斉藤会長出席。

- 5月20日 (株)埼玉県建設業協会通常総会に正副会長出席。

- 5月24日 経団連会館において開催の全国建設産業団体連絡協議会正副会長会議に斉藤会長出席、昭和58年度通常総会の運営等について協議。

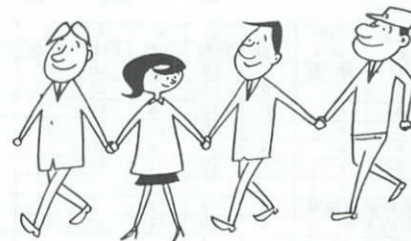
- 5月26日 (株)埼玉県電業協会通常総会に斉藤会長出席。

- 5月27日 (株)埼玉県測量設計業協会通常総会ならびに(株)埼玉県建築住宅安全協会通常総会に斉藤会長出席。

- 5月30日 埼玉県総合建設業協同組合通常総会に斉藤会長出席。

- 6月2日 通常総会

昭和58年度建産連第4回通常総会を建産連会館センター第1会議室に於て開催し、昭和57年度事業報告、一般会計及び特別会計収支決算ならびに昭和58年度事業計画、一般会計及び特別会計収支予算等を承認議決。続いて役員補欠選任を行った。



埼玉建産連会館センターの利用を

埼玉建産連会館・埼玉建設労働者福祉センター 利用案内

埼玉建産連会館は、県内建設産業界の融和と協同を図るとともに、働く者の福祉の増進を図る目的で、雇用促進事業団と(社)埼玉県建設産業団体連合会が、みなさんの会議や研修の場として建設したもので、500人収容の大ホールをはじめ大・小会議室、食堂、喫茶ルーム等を備えた多目的施設です。

施設の概要

所在地 埼玉県浦和市大字鹿手袋597番地
敷地面積 3,000m²

○福祉センター

- 建物の構造 鉄筋コンクリート造り地上3階建
- 総延床面積 1,574.85m²
- 建物の用途

1階

管理事務室、食堂、喫茶ルーム、ホール、電話機械室



▲多目的大ホール

- 2階
 - 会議室 4室
 - 和室娯楽研修室 3室
 - 計 7室

3階

多目的大ホール、ステージ、放送室

○建産連会館

- 建物の構造 鉄筋コンクリート造り地上6階
搭屋1階建
- 総延床面積 2,713.75m²
- 建物の用途

1階

会館特別会議室、建産連会長室、同事務室

2階～6階

建設業ならびに建設関連業、不動産業団体等
20団体事務室



▲研修室

■ご利用について

1. 開館時間 午前9時～午後8時
2. 休館日
日曜日、国民の祝祭日及び年末、年始(12月28日～1月4日)但し、100名以上の集会の場合は日曜日、祝祭日でも利用に応じます。
3. 利用のお申し込み
●所定の申込書により、直接、センター管理事務室にお申し込みください。☎0488(61)4311
●受付時間は休館日以外の午前9時から午後5時までです。
●どなたでも御利用できます。
4. 駐車場(無料) 100台収容

施設利用料

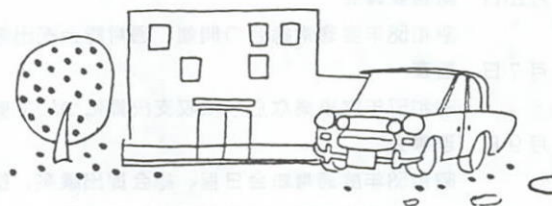
種別	区分	区 分			
		午前 9:00～ 12:00:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 17:30～ 20:00	全日
第1会議室	80人	9,500円	10,500円	11,500円	14,000円
第2会議室	40人	4,700円	5,200円	5,700円	7,000円
第3会議室	21人	2,000円	2,200円	2,400円	3,000円
第5会議室	21人	2,000円	2,200円	2,400円	3,000円
第6会議室	20人(和室)	4,200円	4,600円	5,500円	6,000円
第7会議室	8人(和室)	2,300円	2,500円	2,800円	3,400円
第8会議室	8人(和室)	2,300円	2,500円	2,800円	3,400円
多目的大ホール	椅子のみ使用500人 机椅子使用288人	26,000円	28,500円	30,000円	38,500円
会館特別会議室	30人	6,500円	7,500円	8,000円	10,000円



▲レストラン・喫茶ルーム

会 議 室 使 用 状 況

会議室	月別 区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	合計
		回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	
第1会議室		7	19	21	18	17	14	10	22	12	13	9	26	14	20	222
2	〃	9	16	9	23	18	22	12	23	14	18	8	19	24	12	227
3	〃	18	18	18	15	15	11	12	32	36	14	20	13	15	14	251
5	〃	13	15	10	17	10	18	20	23	13	45	42	7	19	16	268
6	〃	9	6	8	10		9	6	8	1	8	4	7	8	1	85
7	〃		12	4	18	3	7	3	7	2	11	3	6	10	5	91
8	〃															
会館特別会議室		8	4	7	5	2	3	3	8	3	5	6	8	8	7	77
多目的大ホール		4	10	17	18	16	15	20	14	8	12	15	12	4	11	176
一階ロビー			1						4				2	2	5	14
合 計		68	101	94	124	81	99	90	137	89	126	107	100	104	91	1,411



社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿(順序不同)

名 称	代表者	所在地	郵便番号	電話番号	名 称	代表者	所在地	郵便番号	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 島村治作	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 61-5111	埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 61-9971
(社)埼玉県電業協会	会長 川合 大	"	"	0488 64-0385	埼玉県コンクリート製品協 同組合	理事長 内海勝正	上尾市本町1-5-20	362	0487 73-8171
(社)埼玉県造園業協会	会長 鈴木長吉	"	"	0488 64-6921	埼玉県コンクリート圧送事 業協同組合	理事長 寺田正男	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 66-4311
東日本建設業保証(株) 埼玉営業所	所長 中野 稔	"	"	0488 61-8885	(社)日本碎石協会 埼玉県支部	支部長 西村勝一	秩父市中町7-2	368	04942 2-5423
(社)全国鉄構工業連合会 埼玉県支部	支部長 大倉富士雄	"	"	0488 66-1775	埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林勘市	熊谷市赤城町2-88	360	0485 22-0333
埼玉県電気工事工業組合	理事長 藤波貞治	大宮市宮原町1-39	330	0486 63-0298	(社)埼玉県浄化槽協会	理事長 石塚 清	浦和市高砂4-2-4	336	0488 64-1033
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 小池恭平	与野市大字下落合字西谷38	338	0488 55-4111	埼玉県下水道施設維持管理 協会	会長 沢田 広	浦和市大字鹿手袋597	"	0488 62-0319
(社)日本塗装工業会 埼玉県支部	支部長 内藤 明	浦和市大字鹿手袋597	"	0488 66-4381	埼玉県道路標識標示協会	会長 阿野昭三郎	与野市上峰3-13-24	338	0488 53-3005
埼玉県建設大工工事業協会	会長 牛草真澄	"	"	0488 62-9258	(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤 晃	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 65-0391
(社)埼玉建築士会	会長 安藤 晃	"	"	0488 61-8221	埼玉県内装仕上工事業協同 組合	理事長 大沢金次	熊谷市大字広瀬165	360	0485 21-7711
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 岩堀徳太郎	"	"	0488 64-9313	埼玉県総合建設業協同組合	理事長 伊田勘三郎	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 64-2811
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 松江広元	"	"	0488 61-2304	埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水茂三	"	"	0488 64-9731
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 小山正夫	"	"	0488 66-1773	埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 関根仁平	"	"	0488 66-4331
(社)埼玉県宅地建物取引業 協会	会長 今西定雄	"	"	0488 66-4061	(社)全国電話設備協会 埼玉地方部	部 長 横田充穂	大宮市浅間町1-4-4	"	0486 42-5771
建設業労働災害防止協会 埼玉県支部	支部長 山口能治	"	"	0488 62-2542	埼玉県地質調査業協会	会長 松村 弘	浦和市西堀275-1	338	0488 54-3337

建産連ニュース 第17号

昭和58年 6月25日印刷発行

編集社団
発行法人 埼玉県建設産業団体連合会

郵便番号 336

浦和市鹿手袋 597 番地

電話 (66) 4 3 0 1

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月